

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
令和6年第2回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和6年6月5日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 今泉吉人議員

(1) 高校生の町内外通学路線の確保について問う

2 田中邦利議員

(1) 自衛隊への適格者名簿の提供について

(2) 設楽町が消滅可能性自治体とされたことについて

(3) コミュニティープラザのトイレの漏電問題解決について

3 原田直幸議員

- (1)山林の町有林化について
- (2)合併20年に向けた取組みについて
- 4 村松一徳議員
 - (1)「有害鳥獣害対策強化」について
- 5 原田純子議員
 - (1)新型コロナワクチン接種後の副反応疑いへの対応等他
- 日程第6 報告第8号
 - 令和5年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第9号
 - 令和5年度設楽町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第10号
 - 令和5年度設楽町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 承認第1号
 - 専決処分の承認について
- 日程第10 同意第2号
 - 設楽町田口財産区管理会委員の補充選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第32号
 - 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程第12 議案第33号
 - 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程第13 議案第34号
 - 委託契約の締結について
- 日程第14 議案第35号
 - 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第36号
 - 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第37号
 - 設楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第38号
 - 令和6年度設楽町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第39号
 - 令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第40号

令和6年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。それで、ただいまから会議を始めます。

今日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただいております。ありがとうございます。また、町執行部の皆さんにも御協力をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和6年第2回設楽町議会定例会第1日を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和6年第6回議会運営委員会審査の結果を報告いたします。

令和6年第2回定例会第1日の運営について、去る5月30日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より例月出納検査結果、陳情書の取り扱いについての報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

日程第5、一般質問は、本日5名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含め50分以内です。

本日提案されている案件は、町長提出14件です。

一括上程する議案は、日程第6、報告第8号から日程第8、報告第10号の3議案。日程第11、議案第32号から日程第12、議案第33号の2議案。日程第14、議案第35号から日程第15、議案第36号までの2議案。日程第17、議案第38号から日程第19、議案第40号までの3議案です。

そのほかは、順次1件ごとに上程いたします。

日程第9、承認第1号から日程第15、議案第36号につきましては、本日質疑、討論、採決まで行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧を御参照ください。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいります。よろしく申し上げます。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番原田直幸君、及び5番七原剛君を指名します。よろしくお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間としたいと思いません。御異議ございませんか。

(発言する者あり)

議長 ごめんなさい。6月19でした。失礼いたしました。訂正をお願いいたします。本日から6月19日までの15日間。2か所訂正をお願いいたします。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。会期は15日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和6年3月、4月、5月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情7件を受理しております。

議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号5を総務建設委員会に付託。陳情受理番号6から陳情受理番号7を文教厚生委員会に付託。陳情受理番号2から陳情受理番号4を議長預かりとすることに決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、6月議会定例会初日の開催にあたりまして、皆様、御参

集を賜りまして、誠にありがとうございます。

6月に入り、既に梅雨入りしたところもありますけれども、この東海地方の梅雨入りにつきましては例年より遅いという予報が出されています。梅雨入りすることで梅雨前線による集中豪雨等、自然災害の発生が危惧される季節となつてまいりました。ここ近年、設楽町でも、高齢者等避難となる土砂災害警戒情報のレベル3、または避難指示となるレベル4相当の警戒情報が発令されることが増えてきております。昨年の6月2日から3日にかけての大雨では、土砂災害警戒情報レベル4が発令され、人命に関わるような被害はありませんでしたがけれども、民家に土砂が流入するといった災害が発生しております。今後、梅雨が本格的になるとともに台風の発生も考えられますので、引き続き緊張感を持って対応に当たりたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、北設情報ネットワークの民営化についてであります。

現在、北設広域事務組合では来年度予算での北設情報ネットワークの民営化を目指し調整を進めております。具体的には、移行先の事業者を決定するためのプロポーザル手続きの検討、民間移行時に多額の費用が必要となることから、国、県の補助金担当部署との協議をはじめ、財源確保に向けた要望活動等に取り組んでいるところであります。

今後も、民間移行に係る必要な情報提供につきましては、議会や広報誌等を通じて行ってまいりますので、御承知のほどよろしくお願いいたします。

続いて、設楽ダムの小水力発電についてです。

先日の全員協議会で説明いたしましたとおり、設楽ダム小水力発電事業につきましては、これまで、採算性、実現性、事業実施上のリスク等を踏まえ、最適発電規模や事業実施方法について、慎重に検討してまいりました。

そして、熟慮の結果、発電の規模については最大出力2,000キロワット弱とし、事業の実施方法につきましては、町が事業主体のまま、民間がその資金力や技術力を生かして建設・運営を行う、民間資金等活用事業、いわゆるPFIなどにより実施することといたしました。

本体工事の本格着工を控え、いよいよ小水力発電事業を行うための設楽ダム基本計画を変更していただくべき時期となりましたので、この実施方針に基づき、基本計画変更に必要な手続きを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、保育園の統廃合についてであります。

田口宝保育園と清嶺保育園の統廃合につきましては、昨年より保護者の皆さんと協議を重ねてまいりました。そして先月、両保育園の保護者の皆さんの意向として、多数決により統合先の保育園を決定してほしいということになりました。町ではその意向に基づき保護者の皆さんにお考えをお聞きをしましたところ、清嶺保育園を廃園して田口宝保育園で保育をすることと決定いたしました。

新体制での運営は来年度の4月からとなりますが、それまでに園児と保育士の交流や備品の整理などを進めてまいります。また、保護者の皆さんには改めて結果を報告し、その際に出された意見も参考にしながら、より良い保育を目指していきたいと思っております。

なお、この件につきましては、改めて文教厚生委員会の場で担当より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は、5名の議員による一般質問に続き、繰越計算書に係る報告3件、専決処分の承認1件、財産区管理会委員の補充選任の同意を含め人事案件3件、委託契約の締結1件、工事請負契約の締結2件、設楽町手数料条例の改正1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算2件を上程させていただきます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。なお、最終日には、財産の取得契約の締結議案を追加上程させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会定例会初日の審議に先立ちまして行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

議長 はじめに、9番今泉吉人君の質問を許します。

9今泉 おはようございます。一般質問を行いたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、行います。質問方法は一問一答方式でお願いします。

1件目。「高校生の町内外通学路線の確保について問う」をお願いします。今回、私はこの件名で一般質問をしますのでよろしくお願いいたします。

この件については、本年、役場企画ダム対策課に高校生のバス通学に関し、その足の確保についてヒアリングをしました。私達議員は設楽町民の代表であることから、住民の意見や要望に応えなければならない使命から、

保護者、生徒の皆さんが町外高校に通うバス通学で苦しんでいる状況で、その実態を調査いたしました。

本年3月7日現在、設楽町から町外に通学している高校生は、16名いることが設楽中、津具中学校から確認が得られたのです。その後、高校入試本試験が行われており、4月1日現在、お隣の新城市内の有教館高校に確認すると3名減の13名いることが分かりました。その内訳は、1年生が6人、2年生3人、3年生が4人です。このほかに、御津青葉高校——この青葉は漢字で書いてありますが、2年前からひらがなになっているようです。国府高校、豊川高校各1名がいます。本年3月に設楽、津具中学校を卒業した生徒の進路を確認するとそのほとんどが地元の田口高校に通学しています。その足については、おでかけ北設バスで賄っており、特段には不便を記していませんが、町外高校、有教館高校等への通学にあっては、不便を記しています。

今は、豊鉄バス等を利用していますが、これが問題視されることになったのです。町外に通う登下校のバスの利用時間は、朝は比較的問題にはならないのですが、下校時のバスの時間帯が早まったことから、生徒の部活、補習授業が出来なくなり、特に部活での後かたづけなどで、生徒同士のトラブルも懸念されています。

バス路線を具体的に申しますと、新城市内にある有教館高校前のバス停から設楽方面への帰りの時間が早まったことから問題になりました。これは昨年10月の豊橋鉄道のダイヤ改正に伴い、有教館高校前のバスの最終便が19時30分であったのが、40分早まり18時50分になったため各種弊害が起きているのです。また、JR飯田線本長篠駅への到着時間も19時09分に早まったことも一理あります。このような状況から、設楽町内の保護者が仕事を終えてから新城まで生徒を迎えに行かなければならなくなったのです。

北設楽郡公共交通活性化協議会の規約によると、高校の卒業まで安心して通学できるための移動手段を確保する、と明記してあることがいかなものと言わざるを得ないと思いました。これらを打破するには、バスの帰路時間を元通りに戻せば何も問題がないと保護者が申し出ていますが、この件で役場へのヒアリングした結果、バスの運転手がない、労働時間の短縮、飯田線本長篠駅の到着時間が早まった、と豊鉄バス会社からの回答を得ていると言われました。

また、国の方針で、本年4月1日施行の案で、年間の労働時間を960時間に短縮するというものでした。これも働き方改革の原因の一つであると思われませんが、これらの件でバス会社が施行案を無視すると罰則があると

いうことから、この働き方改革を取り入れるしかないと判断したと思われる。

しかしながら、通常時間、部活動を含めた通学は豊鉄バスと連携して今後も支援する必要があります。私は、このような問題をどのようにすれば解決策につながるのか、北設楽郡公共交通活性化協議会に委ねるしかないと思いました。

このことは重大であり、勉学にも影響を及ぼすことになり、生徒、保護者としてみれば死活問題と言っても過言ではないと思います。このような実態から町としてどのような支援策、解決策等があるか質問いたします。

質問のほうは席を変えて行います。

〔今泉吉人議員席移動〕

9 今泉 では、席を変えて質問します。1、北設楽郡公共交通活性化協議会も開催されていますが、高校生の町外通学に関し、高校の卒業まで安心して通学できるための移動手段を確保すると言われてはいますが、保護者などへの説明はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

生活課長 1つ目の、利用される方への説明方法についてですが、北設楽郡で連携してお出かけ北設のホームページを作成、公開しております。また、設楽町としては、暮らしの便利帳にも情報を掲載しております。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続きまして、2番目に伺います。高校等の進学を希望する生徒に対し、通学の足など、設楽中学校の教職員へ、教育委員会として学校側にどのようなアドバイスをしているか、その内容をお聞きしたいと思います。

教育課長 それでは、2番目の質問にお答えいたします。教育委員会からは、教職員に対し、通学手段について特別なアドバイスを行っているものではありませんが、中学校では、生徒自らが調べることはもとより、生徒に対して進路希望校についてのガイダンス、保護者を含めた三者面談の中で通学手段補助制度等について適切なアドバイスを行っていただいております。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、質問します。3番。国の方針で年間 960 時間の労働条件を打ち出していますが、部活動の利用を含めた通学の利便性が損なわれないように、町としてどのような対応を取っているかお考えをお聞きしたいと思います。

生活課長 設楽町の対応についてですが、北設楽郡公共交通活性化協議会の活用に加え、設楽町としても、豊鉄バスと連携して、高校生の通学手段を確

保していきます。また、有教館高校にも現状のダイヤを説明し、設楽町からの通学者への御理解をお願いしていきます。

以上です。

9 今泉 分かりました。ありがとうございました。

続いて、お願いします。6月に実施される公共交通活性化協議会において、ダイヤ改正は今後協議される予定か、また、町として豊鉄バスにダイヤ改正要望をしていく予定はあるか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

生活課長 豊鉄バスのダイヤの改正でございますが、豊鉄バスのダイヤは、今年6月、北設楽郡公共活性化協議会でダイヤ改正を行う予定と伺っております。今後も、通学をはじめとしたバス利用者の要望について豊鉄バスに伝え、協議をまいります。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、質問します。町外高校への生徒達の送迎について、義務教育外と町は言われるかも知れませんが、明日の設楽町を支える子供達のことを考え、何らかの支援が必要と思います。そうしないと町から一家転出も考えられます。なんのための移住定住策を推進しているのか矛盾を感じます。生徒、保護者が納得するような説明と支援策があれば、その見解をお聞きしたいと思います。

生活課長 町外高校への送迎支援策についてでございますが、高校進学タイミングで町外へ転出とならないよう、北設楽郡公共交通活性化協議会等を通じて、路線バス運行の改善を行ってまいります。その一環として、予約バスの利用方法の改善や、運行状況の見える化などを検討していきます。調整ができましたら、住民の皆様に変更をさせていただきます。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いてお願いいたします。高校生の町外通学に関し、役場、高校、バス会社、鉄道等と4社会談を企画し、足の確保等、時間調整について話合いが必要と思われませんが、町として、その見解を示して頂きたいお示しいただきたい。

生活課長 高校生の町外通学に関しての話合いでございますが、四半期に一度開催している北設楽郡公共交通活性化協議会が該当します。同協議会では、町、学校関係者、交通事業者として、バス・鉄道・タクシーに加え、国土交通省運輸支局、県からは、設楽警察署や、都市・交通局交通対策課など、学識経験者として大学教授、住民代表などが多数参加されていますので、

皆様とともに、より良い公共交通の形態を模索してまいります。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

続いて、行います。現在も豊鉄バスの運行に関し、年間 2,000 万円以上を補助していると思われませんが、今後も豊鉄バスに補助金を同様に交付していかれるか、その見解をお聞きしたいと思います。

生活課長 豊鉄バスへの補助金についてですが、豊鉄バスが運行する田口新城線及び津具線は、新城市と旧設楽町旧津具村をつなぐ重要路線です。また、同路線は、豊川市、豊橋市にも接続しているため、豊橋、豊鉄バスの事業継続は北設と東三河をつなぐ重要な事業と認識しております。同路線の利用促進を図るとともに、豊鉄バスへの補助は継続していく予定でございます。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。

それでは、最後にお聞きしたいと思います。5 番目と同様になるかも知れませんが、高校生の通学でどこの自治体も苦慮していると思います。隣接の東栄町も保護者達が J R 飯田線東栄駅に迎えに行っているそうです。この件で役場に支援を求める要望があり、それに対処する方向で調節していると言われていました。設楽町も何らかの支援策を再度、北設楽郡公共交通活性化協議会会長でもある土屋町長からのお考えをお聞きしたいと思います。

町長 私も議員のときにこの質問をした覚えがあります。立場が変わって今の席にいるわけでありまして、難しさを痛感しているというのは事実であります。

現行では豊橋鉄道さんに運行をお願いしているわけでありまして、これ重要路線でありますので、その中で時間をもう少し遅らせてくださいというお願いをしているところであります。私も先日、直接電話をして運行時間を少し遅らせていただきたいと思いますというお願いをしておりますが、恐らくですが、運転手さんの不足が 1 番の大きな原因ではないかというふうに思っております。

ただ、私、町政運営の一番大きなテーマは、危機管理であります。どうなったらどうするのかということを考えておくのが 1 番のテーマでありますので、このことについても、今後どういうふうになったらどういうふうにしていくんだということはきちんと考えていきなさいということで指示をしておりますので、様々な方法を考えておるところであります。また、少し見通しがつきましたら報告をさせていただきたいと思っております。

併せて町営バスについても運転士さんがかなり不足をする状況が見られます。まだまだ話を始めた初期の段階ですので、今後どうなっていくのか少し分かりませんが、町営バスの運転さんの不足の解消をしたいという意味と地元で就職をしていただきたいという意味を込めて、田口高校のほうとお話を始めていくつもりであります。取りかかりの話は少しはさせていただいておりますが、田口高校の生徒さんがバスの運転手さんになっていただけるような、例えば、運転免許の取得の補助をとということも考える中で、少しそういった取組をしていこうというふうに思っております。

何とか利便性の確保ということは大きなテーマでありますので、今後も豊橋鉄道さんをお願いをする中で、また公共交通活性化委員会の中でお願いをして議論をしていきたいなと思っております。

9 今泉 ありがとうございます。以上で、質問してきましたが、要するに、町外の、郡でもそうなんだけど、高校生が通うという、こういう公共交通活性化協議会に、最後まで確実に面倒見ということをやっていますので、これで恐らくまた6月21日ですかね、活性化協議会があると思います。皆さんと協力して、何とか現在保護者が困って見える、町外での通学、これに対して何とか豊橋鉄道にお話しして、時間帯を少し遅らせてできるか、そういうようなことを確実なことをお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わりたいと思っております。

議長 これでは、今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に、8番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 通告に基づきまして、3点ほど質問をさせていただきます。私は一問一答でお願いしたいのですが、大きな3項目について、1項目ごとにやりますので、そのあと答弁をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、質問の1つ目ですが、「自衛隊への適格者名簿の提供について」質問をします。

「新しい戦前」と言われています。様々なことが戦争体制にのめり込んでいった、あの戦前の時代と似かよってきていて、息苦しさを感じます。

自治体による自衛隊への電子・紙媒体での自衛官募集対象者の名簿提供は、安倍晋三首相が2019年2月の自民党大会で、6割以上が協力を拒否していると発言したのをきっかけに、翌年12月、市区町村長が住民基本台帳の一部写しを提出することは可能であると閣議決定しました。次の年、21

年であります。2月には、防衛省と総務省が、自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳法を根拠に防衛大臣が市区町村長に提出を求めるとする通知を出していました。これが自治体への圧力となり、電子・紙媒体での提供が急増しました。

自衛官適齢者へ募集の案内を届けるため、町が所有する住民基本台帳の住所、生年月日などの個人情報を提供する、自衛官募集の名簿提供について質問します。

岸田政権は、敵基地攻撃能力の保有、43兆円の大軍拡計画、そのための増税計画を強行し、戦争する国づくりを進めています。そして、日本に武力攻撃がなくても我が国と密接な関係のある他国への攻撃を日本への攻撃と見なす集団的自衛権に基づいて、安保法制の下、日本が武力攻撃を受けていなくても、自衛隊が米軍とともに戦争に参戦する、かつてない危険な事態に直面しています。

ところで、設楽町平和宣言は、日本国憲法の平和主義の精神に則って、「戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することが、私たち町民の願い」と述べています。いま、私たち町民はこれをかみしめて行動する必要があります。

日本はかつて、戦争の悲惨をいやというほど味わい、多くの国民を苦しみのどん底に陥れ、未来ある若者を戦場に送りその命を奪ってきました。「そんな悲劇を二度と繰り返すまい」と宣言を成立させる中で我々は決意しました。

私たちは戦争を知らない世代であります。しかし、戦争を体験してきた前の世代から「二度と戦争は繰り返すな」の願いを受け継ぎ、憲法の下、戦争に反対し平和な社会を守るために努力してきました。「若者を戦場に送るな」は、長く日本社会の合言葉でしたが、それは、先人たちの痛苦の体験から出てきたものであります。戦争と、若者を戦場にお送り出すことにつながる全ての事柄、そして今回、適格者名簿の提供について強く反対するものであります。

自衛隊への適格者名簿の提供は、どの年齢の名簿を提供したのか。提供情報の項目は何と何かお知らせください。

閲覧から紙媒体、電子媒体への名簿提供に変えたのはいつ頃からか、お知らせください。

北朝鮮の国連決議に反する行為、中国も含めた軍事的挑発、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルの無差別攻撃などの報道に接して、軍備強化とそのための手立ては必要だと思える人は少なくありません。しかし、そうした安全保障の考え方の違いはあるにしても、基本的人権や憲法13条に基づ

くプライバシー権など、国民の権利を尊重し侵害してはならないことは共通の理念ではないでしょうか。軍事的緊張が、自衛隊への適格者名簿の提供することの免罪符にはなりません。

政府は、個人情報の提供はあくまで自治体への協力要請であり、住民基本台帳法は、防衛省・自衛隊が行えるのは、閲覧請求だけだとしています。名簿提供はあくまで協力依頼であり、自治体に協力する義務や強制力はなく、法的根拠もありません。したがって、提出の義務はないわけでありませぬ。それにもかかわらず、名簿提供した理由は何か。自衛隊法 97 条や同施行令 120 条は、「求めることができる」とあるだけであります。町の認識を併せて伺います。

町が所有する個人情報については、設楽町が主体的に責任を持つものがあります。住民基本台帳法には、法令で定める事務の遂行のために必要である場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧が可能としています——同法第 11 条であります。自衛官の募集に対して、電子媒体や紙での提供は規定されていません。個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反し、かつ、プライバシーを侵害していないのか、見解を求めます。

住民基本台帳の情報提供については、本人の意思を最大限尊重し、段階を踏むのが最低限のルールであります。提出を希望しない人は名簿から削除できる除外申請を受けつけるべきであります。本人確認もないまま住民基本台帳の情報を電子・紙媒体などで情報提供することは言語道断であります。情報は個人のものであり、開示するかしないかは個人の権限に属します。自衛隊の求めに応じた名簿提供に対し、除外申請はできると思うがどうでしょうか。お答えください。

陸上自衛隊高等工科学校の生徒達が集団で靖国参拝を行なった事実が明るみに出ました。町では、陸上自衛隊高等工科学校への進学者の壮行会が行なわれました。町平和宣言の立場と趣旨からは疑問であります。戦争と若者を戦場に送り出すことにつながる恐れはないのか危惧するものであります。そこで一つ確認しますが、今後は高等工科学校への勧誘は自衛隊法改正で認められなくなっていると聞きますがどうでしょうか。

以上、お答えください。

このあと、(2)の「設楽町が消滅可能性自治体とされたことについて」、(3)「コミュニティープラザのトイレの漏電問題解決について」の質問事項が残っていますが、続きは質問席から行いますのでよろしく願いいたします。

[田中邦利議員席移動]

議長 ただいま、8番、田中邦利君からの質問が行われました。一問一答方式

という、通告がございましたが、今の「自衛隊への適格者名簿の提供について」は、一括で質問されておりますので、その答弁は一括で行うということでもよろしいでしょうか。それでは答弁を始めてもよろしいですか。

(異議なし)

町民課長 では、私からただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、最初の質問の、どの年齢の名簿を提供したのかということと、閲覧から紙媒体、電子媒体への名簿提供に変えたのはいつからか、という質問ですが。

名簿の対象年齢は、当該年度の 22 歳及び 18 歳に到達する男女、及び 15 歳に達する男子です。提供した情報は、住所・氏名・生年月日・性別の 4 項目です。本年 3 月の予算特別委員会の際に、「本年度は名簿を自衛隊に渡している」と総務課長のほうからお答えしましたが、再確認の結果、町民課での閲覧のみであり、紙媒体及び電子媒体での提供はしていませんでした。大変申し訳ございませんでした。

個人情報保護条例では、紙媒体等で提供もできると規定されていますが、情報元である住民基本台帳法では閲覧に限定されているため、閲覧のみの対応とさせていただきます。閲覧をした際には自衛隊担当者がとったメモについては、確認のためそのコピーを町民課でとっております。

次の、名簿提供した理由とその法的根拠等々ですが。法的根拠としましては、住民基本台帳法 11 条、自衛隊法 97 条と、その施行令、120 条に基づいて行っております。

町民課としては、仮に大災害が発生した場合に、町単独ではとても対応することはできず、自衛隊の協力は必要不可欠となってきます。そのようなことがありますので、町としてはできる範囲内で協力をするという姿勢で求めに応じるようにしています。

続きまして、情報を本人の同意なく提供していることについて、プライバシーを侵害していないか、という御質問ですが。

ただいま説明をいたしました。電子媒体や紙媒体での提供はしていません。住民基本台帳法第 11 条に「国の機関が法令で定めた事務の遂行のために必要である場合には、市町村に閲覧させることを請求することができる」という規定に基づいた請求により、閲覧を認めております。

次に、情報は個人のものであり、開示するかしないかは、除外申請はできると思うがどうか、という質問ですが。

全国の自治体を確認したところ、自衛隊への情報提供を望まない住民の対応策として、除外申請の対策をしている自治体が見受けられます。この申請をすれば、提供する情報から申請者の情報が除外されることになりま

す。町としましては、今後の町民の動向を見ながらこの制度の導入の検討をしていきたいと考えております。

町民課からは以上です。

総務課長 それでは、陸上自衛隊高等工科大学への勧誘うんぬんの話についてお答えします。

今年の春、設楽中学校卒業生が陸上自衛隊高等工科大学に入校され、町内初の入校者ということで広報したら5月号でも紹介をさせていただいております。ここで行われました激励会では、自衛隊愛知県協力本部豊川地域事務所より激励会を行いたいとの申出が設楽中学校にありまして、教育委員会と検討した結果、設楽中学校を会場に、豊川地域事務所主催で行っております。

また、高等工科大学への勧誘の件ですが、御本人は人を助ける自衛官の仕事に小さい頃から憧れてきたと。小学校の頃から自衛官になるのを夢に描いていたようですので、町や中学校が勧誘したわけではありませんので御理解ください。

総務課からは以上です。

8 田中 今回の答弁によりますと、かなり常識的に対応されているということが分かりました。私の調査不足もありますが、町の、先般の答弁を信用して、今の全国的な傾向に乗っちゃつとるなという心配をして質問させてもらったのですが、そこら辺は安心をしました。

ただ、除外申請ですが、確認しますが、紙や電子媒体で提供しているから除外申請の必要はないというふうに認識すればいいんですね。

町民課長 除外申請というのは、そもそも、提供される側が私の情報はそこに載せてほしくないという申出が御本人さんというか、該当される方等々からあれば、うちのほうで申請を受け付けて、その方については閲覧の中のリストから申請された方の名前を除くという作業となります。

8 田中 閲覧についても、除外をすることが可能であって、除外できるということなんですが、これを町民の皆さんに、知らせるということはやりますか。

町民課長 もちろん町民の皆さんがそのことを知らないとできませんので、ホームページですとか、その他のお知らせする方法を用いまして町民の皆さんには周知をしていきたいと思えます。

8 田中 壮行会の件ですけども、自衛隊法が改正されて、もう中学校卒業生に対する加入の勧誘ができないということになっているということは、総務課のほうでも承知しておっていただけますか。

総務課長 これまでは私も存じ上げませんでした、正直なところ。今回の御質

問を受けて確認をさせていただきましたところ、そういう勧誘はできないということは確認をさせていただいております。

8 田中 中学生の大事な人生ですから、それぞれ思うところで進路を決めていけばいいというふうに考えます、私もね。ただ、それはそれでいいんですけども、自衛隊へ行く人が持ち上げられて、他の人はそうではないということの不公平さは、何というか、戦前にありましたそういう感じに受け取れるんですが、その点はどういうふうに解釈すればいいんですか。

総務課長 今回は、町内でも初めてこの自衛隊の学校に行かれるということで、学校そのものは、申出がこちらの豊川地域事務所のほうからの申出がなければ、改めてそういった壮行会的なものは行っていなかったと思います。今回、豊川地域事務所のほうから申出がされ、激励会を行いたいと言う申出に応じたということですので、特別、自衛隊だからそれじゃその子を激励するという意向は町としても持っておりませんし、そこで差別をすると、差別、すみません、この表現が適切ではありませんけど、そういった差をつけるということはすることはしない考えです。

以上です。

8 田中 慎重さに欠けたのではないかなと、私は思うので、今後はちゃんとした対応でお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

質問2 「設楽町が消滅可能性自治体とされたことについて」、質問します。

民間の有識者会議、「人口戦略会議」が公表した消滅可能性自治体の発表は、計画、実行、評価、改善のP D C Aサイクルを地方に押しつけ、ばらまき福祉批判を行なって暮らし福祉予算を削減させ、さらに役場機能を再編縮小させた安倍内閣の地方創生の露払いとなった、10年前の日本創成会議の報告——通称、増田レポートと同様に、今回も何からの意図をもって公表されていると思われ、地方政治への攻撃を警戒させるものであります。

消滅可能性自治体というものの、その根拠となるものは、子どもを生める若年女性人口——20歳から39歳だそうですが、が30年で半減する予測をもって推計したものにすぎません。統計数字で地方自治体に対してレッテルを貼り、一度も該当する市町村を訪れもしないで、上から目線で地勢的な条件や自治体の努力を無視してリストを発表する認め難いものであります。何様のつもりで発表を行ったのか腹立たしい限りです。

一面的な指標をもって線引きし、消滅可能性があるとして自治体リストを公表することは、これまでの地域の努力や取組に水を差すものであります。推計に示されるような事態となった大きな要因は東京圏への一極集中

と少子化であって、一自治体の努力だけで抜本的な改善を図れるものではなく、リストの公表によって一部の地方の問題であるかのように矮小化されてはならないのであります。全国町村会長はこのようにコメントしました。全国町村会長はじめ、全国の首長からこの発表につきましては苦言が相次いでいます。

設楽町には、2020年から50年までの若年女性の人口変化率は県内で最も高いマイナス69.2%であると指摘していますが、大きなお世話であります。戦後から、一生懸命、過疎対策や人口減少対策・少子化対策に取り組んできています。設楽町が消滅自治体に該当するとされたことについて町長の感想はどうでしょうか。お聞きします。

2014年増田レポートの後、当時の安倍内閣が地方創生を打ち出したことはすでに述べましたが、この中で、世界で一番企業が活躍しやすい国にするため地方をつくりかえ、大企業の稼ぐ力のために、雇用や医療、農業など国民の生活と権利を守ってきた地方自治体に規制緩和と独自施策の撤廃を迫り押し付けようとした。その狙いの具体方針が、各市町村に、人口ビジョン、まち・ひと・仕事総合戦略を策定させることであります。

設楽町は忠実に大学教授の指南を受けたり、移住定住の施策を遂行しました。しかし、一部では目標の達成はあつたりしましたが、地域の活性化とは逆の、地域衰退は進んでしまい、人口減少の急下降傾向は止まりませんでした。総合戦略は全体的には人口ビジョン、1年に10世帯の移住の目標は達成されず、構想・政策は失敗に終わったものではないかと思えます。どこに問題があつたと考えるかお聞きします。

人口減少社会になっていく真の原因をつかむことが重要であります。バケツの穴をふさがなくては、水は溜まりません。人口減少や少子化問題を、市町村に責任があるかのように描かれています。それは全く違います。産業空洞化、非正規雇用の増加、子育て・教育費への重い負担、農業・林業などの問題を国がなおざりにしてきた結果ではないでしょうか。

読売新聞——唐突に読売新聞を取り上げますが、そこでは、若い世代の結婚が困難になってきている現状を認め、結婚を後押しするためにも、まずは賃上げが欠かせない。また、仕事と育児を両立できるよう長時間労働の是正も必要だと論説をしています。若年女性人口の減少、消滅可能性自治体を言う前に、地域を疲弊させ、若者を暮らしにくくして人口減少を招いてきた国の責任が問われるべきではありませんか。見解を伺います。

今こそ、国の自治体縮小政策、住民サービスの切捨て政策に反対し、雇用の確保、くらし・福祉・子育てを優先した町づくりを進めるべきであります。人口増に転じた自治体は全国に数多くあります。しかし、それらは

大都市に近かったり、労働目的の外国人が増えたための例が多いようです。設楽町のような山間地の条件不利地の場合は成功例が少ないのが現状だと思います。しかし、人口 5,700 人の岡山県奈義町は鳥取県との県境にある山間自治体にもかかわらず、奇跡の町とも呼ばれ、医療費無料化など、きめ細かな子育て支援を実現し、2019 年に合計特殊出生率 2.95 を達成しています。もちろん、消滅可能性自治体から脱したことは言うまでもありません。

島根県は 2014 年の発表で、16 市町村だった消滅可能性自治体が、今回では 4 市町まで減少しているようです。これについて、1.57 と全国 4 位の高い出生率と、県内の自治体と連携して取り組んできた保育、学童保育の拡充などが背景にあるのではないかという分析を同県はしています。

愛知県は先般、消滅可能性 7 自治体と協力して、新たな会議を立ち上げ対策を練ると表明しております。成果を上げている全国の自治体や、そして愛知県の動向を参考にし、また注視しながら、今後、少子化、人口減少に対する町の具体的な対策の検討を進めてもらいたいと思いますが、そうしたアクションをどういうふうに起こすのかお答えをいただきたいと思います。

第 2 問につきましては以上でありますので、答弁をお願いします。

議長 ただいま、設楽町が消滅可能自治体とされたことについての質問がございました。4 点にわたってそれぞれで質問がございしますが、一括して答弁させていただくということによろしいですか。

(異議なし)

議長 それでは、答弁をお願いします。

町長 はい。感想ということでもありますけれども、私がここでやると 4 問全ての回答になってしまうということで、担当が答弁をした後に私のほうからお答えさせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは、まず一番最初の、感想はどうかというところからお答えさせていただきます。

消滅可能性自治体というのは、御指摘のように 2014 年 5 月に日本創成会議の座長である増田寛也氏によりリストが発表され、そのショッキングな名称に、日本の多くの自治体が社会減対策に走ったと記憶しております。

それから 10 年経ち、2023 年 12 月に公表された、日本の地域別将来推計人口に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行った結果、設楽町もそのリストに入ったと認識しました。

2014 年の発表を受けて、当町も人口減少対策施策を行っておりましたが、このリストからは脱却することができませんでした。この提言は、ひとつ

の指標であると認識しておりまして、該当すると指摘された事実を当町も受け止め、現状を把握し、引続き人口減少対策を推進してまいりたいと思っております。

2番目ですが、どこに問題があったかということですが。

人口ビジョンに掲げた目標数値には達成できませんでしたが、この施策を行ったことで、住民団体が立ち上がったという事実はございます。この施策により、住民一人一人の意識が上がったと考えれば、失敗だったとは評価しておりません。御承知のとおり、津具地区では、「津具どっとこい」が、当初より活動を続けており、移住者の獲得に頑張っております。また、田口、清嶺、名倉地区のそれぞれの地区においても、行政の働きかけに応じていただき、一度は立ち上がり、その後活動休止や解散といった状況にはなりましたが、最近、清嶺地区では「マッチボックス」という団体、名倉地区では「まるごと名倉」という団体が新たに立ち上がり、地域課題の解決に向けて自走しております。また田口地区では、「たぐちカルチャークラブ」——TCCという団体が地域の空き店舗などを利活用し、地域活性化を図る活動を行っております。このような動きは、今までになかった住民と行政との協働の動きでまして、この先も大事にこの関係を続けていければなという考えでおります。

3つ目は、国の責任が問われるべきと思われるがどうかということなのですが。

当町としては、国の責任を問うつもりはございませんが、今後も国や県と連携して、この問題に対し真摯に向き合い対応していきたいと考えております。

4つ目のところですが。愛知県が表明した消滅可能性自治体7市町村と連携した新たな会議については、令和6年5月17日に愛知県・市町村人口問題対策検討会議として第1回が開催され、愛知県が、特に人口対策が必要な地区として指定した11の市町村と、関係官公庁を委員とする形で立ち上げており、今後、ワーキンググループごと部門に分かれた形で展開されていくことになっております。いずれも東三河総局が中心となっており、県と市町村が連携し、進められていくこととなります。

また、奈義町の主な子育て支援策を当町の支援策と比較してみました。高校生までの医療費につきましては、奈義町と設楽町、同様に自己負担なしと。高校生の就学支援、奈義町は3年間のみですが、年額で135,000円。設楽町は、田口高校へのバス通学費用を10割負担、田口高校以外のバス通学費用を4割負担といったかたちで、金額にしますと年間約14万から16万円の助成をしております。出産祝い金交付ですが、奈義町は10万円。設

楽町は、小・中・高入学時に3万円ずつの9万円。田口高校に就学した方は3万プラスアルファ加算ということで、合計で12万というようなことです。あと在宅育児支援手当。奈義町は7か月から4歳まで1万5,000円を41か月で61万5,000円。設楽町は、現在保育園の待機もないのでありません。あと、奨学金返還支援ということですが、奈義町は半額。設楽町は、田口高校生については3分の2、それ以外は半額といった、施策自体、設楽町としては大きな差があるわけでないとは考えております。

奈義町と設楽町との差があるとすれば、奈義町は、施策などの意思決定に住民のニーズが大きく反映されていることなのかなと考えます。これは、奈義町が市町村合併をするか否かの選択のときに行政への住民参画が始まったことが発端であることらしいです。設楽町も同様に、人口減少など様々な課題を抱えておりますが、その全てを行政だけで解決できるようなものではなく、住民とともに考え、まちづくりを進めていく必要があると考えております。

設楽町は、今年度、アウトドアまちづくり推進室を創設し、アウトドアを手段にまちづくりを推進しております。まちづくりを語らう場として「アウトドアカレッジ」を原則、毎月第3水曜日に開催しております。できれば、議員さん方々はもちろん、様々な意見をお持ちの住民が一緒になって考えていただける場となっておりますので、ぜひ参加して意見を交換していただければと考えております。

以上です。

町長 この消滅可能性自治体の発表を受けまして、自治体を預かる者として大きなお世話だとは言っておれませんので、重く受けていることは事実であります。

ですがこれ、愛知県のほうで会議が行われまして、私も出席をさせていただきます。その折にもその話をさせていただきましたが、今テレビを見ておりましたり、田中議員の質問の中にも、成功事例として、こういうことがうたってありますが、私、その場でも言ったのですが、設楽町、子育て支援に関しては愛知県下でも指折りの制度を持っております。高校生の医療費無料化も県下でたしか1番目か2番目だったと思います。そののちにテレビでも取上げられました。設楽町に移住をすると1,000万円ぐらいお金がもらえるというような話もありました。そんなときもありました。ですが、そのことで移住をされてきた方がおるかという、おりません。おりませんので、そんなところだけに重きがあるということではないというふうに私は思っています。

今町で行っている事業は、いずれも消滅しないように、また、住みやす

い環境をつくるためにということでやっておりますので、こうした地道な活動こそが、私は次につながるものだと思っています。表現が悪いですが、お金で頬をたたくような移住施策をしても、私は来ないと思っていますので、地道に設楽町を知っていただき、ファンになっていただくことが全ただというふうに思っておりますのでそこから進めてまいりたいというふうに思っております。

8 田中 一生懸命やってきているという、町長や課長の御答弁でありますよね。奈義町と比べても遜色のない施策をやっていますと。じゃあ何で 69.2% 若年女性が減っていくのかと。これはなぜなんですか。やっているのだから奈義町のようにならなきゃいけないのではないですか。

町長 置かれておる状況も、地理的状況も違いますので、いろんな考え方があっていろんな思いがあると思います。ですが、先ほど課長のほうから答弁をしましたがけれども、まず、役場そのものもそうですが、住民の皆さん自身も意識を持って町の状況を把握して、将来に向けて一緒に取り組んでいくという姿勢が今まで足りなかったのかなというのは思っておりますので。そういう意味でも私、町長になったときに、住民懇談会をきちんとやりたいという思いを持って、今いろんな話をさせていただいておりますので、そういう中で一緒に考えていきたい、そういうことで進んでいけるんじゃないかと。これは私の思いでありますので、そういう思いでやっております。

8 田中 奈義町の、種明かしの的に考えると、自衛隊の基地があるんですね。そこに隊員が多分たくさんおって、その方たちの子供さんや消費があって、こういうことが起きているのかと思うんですが。しかし島根県に行くと、設楽町よりもっと不利なところでやっているのですけども。それを、町民の責任や役場の責任では私はないと思うんだわ。やっぱりこれは国の施策があって、東京一極集中も止められない、移住定住の応援も十分じゃないと。そういう中でやっぱり要求すべきは要求していかないと、いろんなまちづくりは成功していかないじゃないかなというふうに思います。

あと5分しかありませんので、またの機会に話をしたいと思います。

最後の質問ですが、「コミュニティープラザのトイレの漏電問題解決について」、質問します。

設楽町コミュニティープラザの一角にある田口公衆トイレは、バス停利用者や旅行者の利便を図るために設置されていますが、いま、快適な使用ができないようになっています。

それは、漏電ブレーカーが落ちてしまい——電気を使いすぎると落ちてしまうアンペアブレーカーと同じ仕組みであります、電気が通じなくな

って、冷たい便座・洗浄水になってしまっていることであります。電気を通して暖かくすると、また漏電ブレーカーが落ちます。この繰り返しがあって、冬場は使用中止になっておりました。

清崎・道の駅には立派な公衆トイレが設置されましたが、プラザのトイレも町の玄関口にあり、来町者には利用されやすい施設であります。こんな状態では町のイメージダウンにもなるということで、問題を早く解決してほしいという声があります。

以下省略して、結論だけ。近年はどこの公衆トイレもリニューアルが進み、きれいで斬新、機能も充実したものになっています。それと比べると、当公衆トイレは少し古く、時代に遅れたものになりつつあります。この際、大幅な改修か、思い切った改築を行う考えはないか、お尋ねします。

総務課長 それでは、「コミュニティープラザのトイレの漏電問題解決について」、総務課からお答えします。

現在のコミュニティープラザのトイレは、平成5年に建築されてから31年が経過し、建物全体の老朽化が進んでいる状態です。今年の中旬からは、議員がおっしゃいます、トイレの漏電ブレーカーが頻繁に上がってしまう不具合が発生しております。原因追及と調査に1週間ほど費やしましたが、男子、女子とも、洋式トイレの便座保温、シャワートイレ機能等の電源が入っているときに不具合が発生することが分かっております。ただし、漏電箇所の特特定まではその調査では至っておりません。この漏電の原因は、雨漏りが原因ではないかと推測しております。これを調査するためには、議員のおっしゃるとおり壁を全てはがし、配線を点検し、場合によっては配線のやり直しする工事が必要となってまいります。これには高額な改修費用がかかると考えられます。また、漏電の原因は雨漏りが原因ではないかと推測しているわけですが、雨漏り対策は、過去に数回、天井の採光ガラス——光を取り入れるガラスの周辺のコーキング等を施工しなおしているわけですが、建物の構造が複雑なため、これもまた原因の特定には至っておらず、現在でも女子トイレの天井から雨漏りが続いている状況であります。

このような中、議員のおっしゃる、この際、大幅な改修か改築を行う考えはないか、という質問ですが、原因が分からないまま今の状況を放置する訳にはいきません。現在、雨漏りと漏電を抜本的に改修するための費用がいったいいくらかかるのか、業者に見積依頼をしております。今後、その見積りの結果を受け、改修でいくのか、それともそれ以外の方法でいくのかを含め、早急に検討を進めたいと考えております。

以上です。

8 田中 早く解決していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが御異議はございませんか。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午後 10 時 30 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、3 番、原田直幸君の質問を許します。

あ、失礼しました 4 番ですね、ごめんなさい。

4 原田 改めまして、おはようございます。4 番原田直幸です。通告に従い、「山林の町有林化について」と、「合併 20 年に向けた取組みについて」の 2 点を、一括方式で質問させていただきたいと思います。

昨年 12 月議会の一般質問で、同僚議員が多面的な機能を持つ山林を整備することの重要性を訴え、町も引続きいろんな形で整備を行っていくとの回答をしていました。山の手入れがなかなか進んでいかない理由として、立木を売ってもお金にはならないし、後の植林が大変だとか、自分の山があるのかも知らなかったり、設楽町を離れて暮らしていたり、面積が小規模で山に興味のない人たちがいることが一因といわれています。

相続で山林を手放したい人や山の手入れに興味のない人たちからは、町に無償でいいから貰ってもらえないかなという意見もよく聞きますし、そういう私も町がもらってくれるなら少しばかりの山林を寄附したいと思っている一人であります。

実際に、自治体の中には無償寄附の受付や買収を行って町有林化し、間伐や樹種転換などの整備をして、大雨等の災害に強い町づくりを目指しているところもあります。

設楽町としても町面積の 90%以上を占める山林を生かした特色ある町づくりを行っていくためにも、所有者が権利放棄したい山林を町として寄附を受けたり、または買収することを行わないかと今年 3 月議会の予算委員会で質問したところ、町長は、もらった山林を整備するにはお金がかかるということから町有林化する気はないと答えられました。

一方で、毎年 3,000 万円余りのお金を鳥獣害捕獲対策に使って懸命な駆除を行っているにもかかわらず、なかなか効果が表れない状況であり、逆に日本ジカは増えています。鳥獣害対策としての奥地山林を鳥獣のすみかとして作ることや、設楽ダムの水源地機能の拡充や、観光目的を兼ね備えた広葉樹林化とか、生産林の効率を上げるための集団化等、山林の多面的な

機能を生かした施策を行うことが必要と考えます。

そうした中、今年度から森林環境譲与税が住民税として課税されること、あいち森と緑づくり税が引き続き行われている今をチャンスと捉え、今までの活用実績や今後の方針、特に山林の町有林化について聞きたいと思います。

1つ目として、愛知県があいち森と緑づくり事業で行っている間伐は、住宅や道路の支障にならない山林が主だと聞いていますが、奥地の間伐はどうなっているのでしょうか。

2つ目として、森林環境譲与税を利用して行っている森林境界明確化事業で、今まで何ヘクタールの面積確定を行い、間伐等の環境整備はどの程度進んだのでしょうか。

3つ目として、水源林対策事業や水源林保全流域保全事業等で行われている間伐の個人負担はどのようなになっていますか。また、あいち森と緑づくり事業と合わせた間伐は、令和11年までの目標である510ヘクタールの何%まで進んでいるのでしょうか。

4つ目として、設楽町森づくり基本計画の中で、獣害対策の一環として駆除を行うとの記載はありますが、サル、イノシシ、シカ等の山里へ出てこないような山林を育てるような記載はありません。鳥獣の住みかを拡充するような施策が必要だと思いますけども、どう考えているのでしょうか。

5つ目として、花粉発生源対策促進事業は、広葉樹林化そのものであると思いますけれども、令和4年度は実績がありません。理由は何だというふうに考えているのでしょうか。

6つ目として、大分県では、森林環境譲与税の創設後に町有林化した山の整備には譲与税を使用してよいとのガイドラインがありますが、愛知県はどのようになっているのでしょうか。また、兵庫県佐用町では山林の町有林化にも使っていますが、町としても使用していく気はないのでしょうか。

7点目として、現時点では、森林組合は設楽ダムの伐採等の仕事で潤っていると聞いていますけれども、ダム完成後においても大事な産業の担い手である森林組合の仕事量の確保を考えていくことが必要だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。また、担い手対策の一環でもある高等専門科の話は少しは進んでいるのでしょうか。

8点目として、それらのことを合わせて、改めて所有者が手放したい山林の町有林化について考えていくお考えがあるのかを聞きたいと思います。

1問目の最後ですけれども、話は少し変わるわけですが、設楽ダムにおけるダム湖畔の樹種転換はどうなっているのでしょうか。ある県議

が、ダム湖畔の100ヘクタールを広葉樹林化するような話もしています。

また、ダムの水質を保全するためにも、外国人の山林の買い占め防止の措置をとる必要性は感じていないかを聞きたいと思います。

大きな2点目です。

平成17年10月1日、旧設楽町と旧津具村が合併し、設楽町が誕生してから来年の10月で20周年を迎えようとしています。私は、旧設楽町役場の総務課職員として町村合併の事務を担当していたことから、いろいろな思い出があります。特に、新しい町の名前を決めることや、電算システムの統合には胃がキリキリしたものでした。旧町村間の融合も問題なく進んでいると実感する中、区切りである合併20周年を迎える町のイベントや行政改革に対する取組を聞きたいと思います。

1つ目として、世界ラリー選手権——WRCや、アジアジュニアユースオリエンテーリング選手権——AsJYOC、奥三河パワートレイルなど世界や日本中から人を呼び込んでのイベントを開催し、20周年を盛り上げようとしています。その他の20周年を祝う計画はどうなっているのでしょうか。

アとして、町独自で行うイベント等を考えていますか。

イとして、旧町村間の融合をさらに深めるための施策を考えているのでしょうか。

ウとして、それをどのような推進体制で進めていこうとしているのかを聞きたいと思います。

2つ目として、一方で、去る4月の、先ほど田中議員の質問にもありましたが、中日新聞の一面で消滅する自治体の名前が一覧になっていて、設楽町もその中に入っていました。女性の占めるウエートで消滅の可能性が決まってくるとも聞きますけれども、今後の設楽町を考えると行政事務のスリム化もまた必要だと考えております。そこで、20年という機会を良い機会と捉え、思い切ったスリム化を目指すべきだと考え、下記の点について聞きたいと思います。

アとして、今の世の中、コンビニで住民表や印鑑証明、戸籍までとれる時代になってきました。そうした中、津具総合支所は、支所機能を持たせるために地籍調査の事務を行っています。それを本庁へ移すことで住民票等の異動や戸籍事務、国保や介護保険、後期高齢者の保険事務等、窓口センターとしての機能のみとすることも考えられますがどうですか。そうすれば、町長が言ってみえる宿日直の問題も解決すると思われそうですがどうでしょうか。

イとして、行政のスリム化のために、町は公共施設等総合管理計画、公

共施設個別計画を樹立し、計画に沿って公共施設の床面積の削減を目指しています。地区説明会では今後の方針を説明をしてるわけですが、現実的には地元の理解を得ることに苦勞し、地区移譲や建物の解体がなかなか進んでいない状況だと理解します。進捗を高めるためには今まで以上のことをしていかななくてはいけないと思いますけれども、どのように考えているのかをお聞きして、1回目の質問とします。

産業課長 失礼します。では、1つ目の「山林の町有林化について」、産業課のほうからお答えいたします。

1つ目です。あいち森と緑づくり事業に係る奥地の間伐はどうなっているのかという件です。

県の実施します、あいち森と緑づくり森林整備事業の人工林整備事業は、森林法第5条に該当する森林林業活動では整備困難な森林、間伐を必要とする16年から60年生の人工林、公有林を除く森林の条件を全て満たす森林のうち、森林の公益的機能が低下している森林を対象としております。中でも、防災減災の観点から緊急的な整備の必要性が認められる、公道沿い、河川沿い、集落周辺の森林の整備を重点的に実施することとしております。

県の人工林整備事業に先立ち、町は県から委託を受けて事業候補地の選定調査を行っておりますけれども、この調査、選定事業は、町内森林の状況に精通しています設楽森林組合に再委託して実施しているところであります。

実施においては、逐次森林組合と協議しながら、広く公益的機能を維持できるよう、公道沿い等だけに限らず、一体的な森林として効率的な施業が可能な範囲で奥地も含めて候補地を選定し、間伐推進に取り組んでいるところであります。

2つ目です。森林境界明確化事業の面積、どれだけ確定を行ったか、及び間伐の実績であります。

平成21年から令和5年までの15年間で境界確定した面積は3,996.1ヘクタールとなっております。一方、その間の森林整備実績ですが、5年度の実績についてはまだ県から示されておりませんので、4年度までのデータでお許しいただきたいのですが、2,577.98ヘクタールという集計になります。

施業実績の割合としましては、境界確定のほう、4年度までの面積に見ますと3,371.1ヘクタールとなりますので、これを分母としますと約76.5%という割合になります。

3番目です。水源林対策事業等で行われる間伐の個人負担、それから、

森緑づくり事業と合わせた間伐は 510 ヘクタールの何%進んだかという点です。

水源林対策事業、水原林保全流域協働事業は、豊川水源基金が定めた標準単価に施業面積を掛けて算出した事業費に補助率を掛けたものを補助しているところであります。間伐は水源林対策事業、これ 10 分の 4 ですね。それから水原林保全流域協働事業、これも 10 分の 4。合計した 10 分の 8 の補助率となり、それを超えた分は所有者の負担となるところであります。

第 2 次設楽町森づくり基本計画におきまして、国県事業を含めた間伐の目標年間 510 ヘクタール、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間で 5,100 ヘクタールという形で定めております。令和 5 年度については、県の取りまとめができていないため確定数字を持っておりませんが、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間では 874.27 ヘクタールというところでありまして、約 17%の進捗となります。

4 番目です。町の森づくり基本計画の中の、鳥獣の住みかを拡充するような施策が必要という考え方はどうか、というところであります。

山林の適正な管理がなされないことから、サル、イノシシ、シカなどの好む実のなるような森が育たず、徐々に人里に降りてくるようになったというような流れがあるわけですが、こうした状況の改善には、例えばですけれども、特定の山林の一部のエリアを樹種転換するなどして、動物たちの暮らしやすい山林することも方法の一つかと考えております。

しかし、人里での充実した、食生活と言っているかどうかはあれなのですが、満たされているような食べ物が豊富にある、安定した食環境に慣れた動物たちが、元の山のほうへ戻っていくというほど魅力的な山林の育成はなかなか容易ではないなという認識があります。具体性、明確性を持った方策が示せないことから、計画への記載はなされていないところが現状であります。

5 番目です。花粉発生元対策促進事業、令和 4 年度の実績がないことでもあります。

国県の補助事業、農山村地域整備交付金の中の花粉発生源対策促進事業は、花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキの人工林を対象に、花粉症対策の苗木等による植替えを行う事業であります。スギ人工林等の伐採搬出、花粉症対策苗木等の植栽を行うものであります。

この実施要件としまして、伐採から植栽まで同一事業者により同一年度内に実施するという必要がある。それから、また、県への事前計画の提出、遅くとも事業実施年度の翌年度までに森林経営計画の認定が必要となると

というような条件もあります。

森林組合や、森林所有者が事業主体となりますけれども、事業要件に合致する施業となっていない。山の育成のために整備をするのですけれども、それが花粉発生元対策事業につながっていない。つまり、花粉発生元対策として整備をするという、意識、ニーズが山林所有者にないという事情があります。またこれに加え、先ほど申し上げましたような期限的な制約があること、それから計画策定などの負担が大きいこと、個人負担、20%でもあるというようなことにより実績としては上がっていないというのが実情であります。

6番目です。大分県ではガイドラインがあるけれどもという話、それから兵庫県佐用町は山林の町有化にも使っているが、本町はどうかという御質問であります。改めて県の農林水産事務所にも確認をしましたがけれども、愛知県にはそうしたガイドラインは今のところないということになります。

一方、本町で、もしですけれども町有林化の方向が定まるとすれば、町有林化や、町有林整備の財源として森林環境譲与税を充てることは可能であると考えております。

7番目です。ダム completion 後においても大事な産業の担い手である組合の仕事量を確保することが必要と思うがどうかという部分、まずその前段についてお答えします。

町内には伐期を迎えた山林が数多くありまして、引続き適切な整備が不可欠であります。ダム completion 後ももちろん、森林組合にも引続き森林整備の役割を担っていただきたいですし、担ってもらわなければならないと考えております。

後段の田口高校の件は、後ほど企画ダム対策課のほうより説明させていただきます。

続けます。8番目です。それらを合わせて改めて所有者が手放したい山林の町有化を考えていく気はないかというところでもあります。

お答えですが、基本的には3月の予算委員会での町長答弁のとおりということにさせていただきます。

適切な境界確認等を行っていただくことは大原則ですけれども、そうした上で提供していただいても、町有林である以上、適切に管理していくことが必要となります。現在の町の事業体制の中では、そうした取組はなかなか難しいという判断であります。

しかしながら、町有林化するメリットもあることは重々承知しているつもりでありますので、すぐにといいわけにはいきませんが、森林整

備事業全体を広い視点で見据えて検討していきたいと思います。

9 番目です。ダム of 樹種転換、それから外国人の山林の買い占めの件ですが、樹種転換については、後ほど企画ダム対策課よりお答えさせていただきます。後段のお答えをさせていただきます。

外国人の山林の買占め防止の措置をとる必要についてですけれども、都道府県が策定します、地域森林計画の対象となっている森林で、平成 24 年 4 月以降に所有者となった方は、森林の土地所有者届出制度により、市町村長への届出が必要となります。

当町は都市計画区域外ですので、1 万平米以上の土地の売買契約を行ったときには、国土利用計画法により市町村長経由して都道府県知事に、事後届けが必要になるという流れになっております。

そうした中、現段階では、町内で外国人が山林を買占めているといった動き、所有者が外国人になったというような届出とか、森林簿上で外国人または外国資本の企業だと推察される森林というものは現時点では確認されておりません。というところもありまして、今のところ特段の対策を講じる予定は持っておりません。

現行の法制下では、外国人または外国資本の企業の取得だからとっての取得を規制することはなかなか難しいところですが、今後大切な水源林が乱開発されることのないよう、県や森林組合などと協力して注視していきたいと思います。

産業課からは以上です。

企画ダム対策課長 それでは、7 番目の田口高校の高等専門科の話は進んでいるのかというところです。

県立田口高校へ林業に関する高等専門科を設置する件につきましては、愛知県教育委員会で課題を明確化し、今後取り組んでいくための検討を現在行っているところです。

その取組の一つとして、東三河ビジョン協議会において、「東三河森林ルネッサンスプロジェクト～森林資源の循環利用による東三河の振興～」ということを中心プロジェクトに位置付け、本年度から実施することとなっております。

事業計画としては田口高校との連携を掲げており、地域資源の活用した商品開発や環境教育、地域文化の継承発展、時代に合った林業の担い手育成など、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人、そして必要な資質能力を育成するプログラムの開発及び運用支援と田口高校の魅力化を図ることとなっております。

次に、9 番目のところで、設楽ダムにおけるダム湖の樹種転換について

はというところですが。

ダム湖の 100 ヘクタールを広葉樹林化する件につきましては、峰野県議会議員が提唱しております「ドングリ山大作戦」のことかと推察しております。これは、山に落ち葉が堆積することによって保水力が増し、災害に強い山になるとともに、結果的に三河湾の魚や貝の生育に必要な栄養が増すなど、上下流のメリットになる事業としてお伺いしております。が、財源の課題もございますので関係機関と連携しながら今後検討していくことと考えております。

以上です。

引き続き、合併 20 周年に向けた取組についての 1、アということで、町独自で行うイベント等を考えているか、というところですが。

令和 7 年 11 月 1 日で設楽町として合併 20 周年を迎えますが、町の財源状況を鑑み、この状況の中、例えば芸能人による講演会など、にぎやかなイベントは現段階では考えておりません。

合併後 20 年を経過し、町を構成する人の数や人口構成、町を取り巻く環境や社会情勢も大きく様変わりしており、その状況を意識し、これからの 10 年を町民とともにしっかり考えていくように誘うべく、「設楽町の未来につなげていくこと」をコンセプトにした内容を検討しています。

現段階としては、町制 20 周年記念の式典、「20 年のあゆみ」としての記念誌作成、町功労者表彰、あとは冠と位置づけた大会に対し 20 周年特別賞の賞状や商品を提供することを考えております。

また、「アウトドアのまちしたら」を意識した考えや設楽町の未来につなげていくことを含めた考えで検討しているところがございます。

イの、旧町村間の融合をさらに深める施策を考えているのか。現段階では特に考えておりませんが、社会情勢の変化に伴い必要となれば今後考えていきたいと思っております。

ウ、推進体制をどのように考えているか。企画ダム対策課内に設置したアウトドアまちづくりの推進室が主担当となり、「アウトドアのまちしたら」を意識した考えのなか、各課と連携しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

総務課長 それでは、津具総合支所の地籍事務を本庁に移すことで窓口センター機能にする考えはということと、宿日直問題の解決についてお答えします。

来年度で合併 20 年という節目を迎えます。これまでの間で、支所で行っていましたが町道、林道、農道、水道事業などを本庁に事務を集約すること

で、行政経営の効率化の観点から事務効率を図ってきております。

また、毎年行っています地区別懇談会の席では、町民の皆さんには、これからの財政運営はさらに厳しくなるとのことで町長より説明を行っております。

このようななか、行政サービスを維持するためには、行政効率をさらに進める必要があると考えております。その一つとして、原田議員が言われます地籍事業も将来的には本庁で行うことになろうかと思いますが、今、いつという具体的な時期を申し上げることはできませんが、住民の皆さんの理解を得ながら、厳しい財政状況に対応する効率的な体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

その一方で、きめ細かな住民ニーズにも応えていかなければなりません。その一つの方法として、コンビニでの住民票や印鑑証明の取得、税金や公共料金の支払いができるサービス、今や日本中どこにいてもコンビニがあればできる時代となってきております。しかし、設楽町ではコンビニで扱えるのは税の支払いの一部、固定資産税とか軽自動車税などです。今後は住民ニーズを把握するなかで、コンビニで取得できる証明書や税金の支払い、公共料金の取扱いを増やし、住民サービスの向上も併せて検討していかなければならないと考えております。

最後に宿日直の問題です。現在、本庁と支所に宿日直を置くことで、24時間体制をとっておりますが、支所の宿日直は、旧津具村職員と津具で勤務——津具総合支所、津具保育園、つぐ診療所の職員で行っておりますが、これまでに旧津具村の職員の多くが退職され、平日の宿直を津具地区の住民にお願いするなどして、職員の負担軽減を図ってきております。しかし、これまでも本庁と支所の宿日直の回数に大きな差があり、職員負担の更なる軽減を図るため、今年度いっぱい支所の宿日直の廃止に向けた検討を現在行っております。宿日直を廃止したことによって住民サービスの低下とならないよう調整を行っておりますので、決定しましたら議会の皆様に報告したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

総務課からは以上です。

財政課長 それでは私のほうから、公共施設等総合管理計画等の、なかなか進んでいない状況など、今までの以上の取組をしていかななくてはいけないということについて、お答えさせていただきます。

町では平成28年度に公共施設総合管理計画、令和2年度に個別事業計画を策定し、施設の維持管理に係る経費の削減及び平準化を図るため、令和8年度までに床面積10%を削減する目標を掲げ、達成に向けて取り組んでいるところであります。

削減実績は令和8年度までの削減目標 8,354 平方メートルに対し、令和4年度末現在で 5,590 平方メートル削減し、66.9%の達成率であります。ただ、この達成全てが建物の解体によるもので地区移譲に至った建物については1件、田峯の展望台。駐車場にあります田峯の展望台1件であります。

進んでない要因として、費用面では、公共施設等総合管理計画基金の現在高は1億2,000万円ありますが、計画で見込まれている解体・大規模改修等全てを行うには十分な額とは言えません。解体費の地方債の借入れもありますが、基本的に地方交付税措置がありませんので、極力借入れを避けたいと考え、一般財源での対応となります。ただ、町の一般財源に限りががありますので、建物の解体等は、建物の危険性等緊急性がない限り他の必要な事業施策に優先的に充てているのが現状であります。

また、地域との十分な話し合いが行われていないことも要因の一つではないかと思えます。

地区移譲については、これまで地域の皆様には、担当課から、また地域懇談会の場でお話をさせていただき、その場で移譲後の維持経費、必要な修繕をどうなるのか、様々な意見を頂いておりますけれども、町として統一的な見解、具体的な方針が定まっていないことにより回答ができていないことが原因と考えております。

今後におきましては、財政面では、現在この基金を活用して年2,500万円を上限として事業費の2分の1に充当することとしておりますが、5年で枯渇してしまいますので、今後も費用が必要となりますので、積立でも考えていきたいと思っております。

公共施設管理計画の達成に向けては、施設ごとに再度整理を行い、事業の必要性や基準を設け、計画的に進め、地区移譲については、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、町の方針をより具体化し、将来の維持管理費などが分かるような資料を町民の方々に提出して、地域の方との話し合いを進めてまいりたいと思っております。

財政課からは以上です。

4 原田(直) それでは再質問をさせていただきたいと思えます。

まず1番目に、答弁の中で、あいち森と緑づくり事業で住宅や道路の支障にならない所の山林の整備をされていると。一体的な整備というふうなお話をさせていただいたというふうに理解しているんですけども、その一体的な整備の中で奥地の割合というのはどの程度か、理解をしているなら教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

産業課長 申し訳ありません。その数字を持っておりません。

4 原田(直) なかなか難しいと思いますけども、後ほどいろんなことで、再度確認をしたいというふうに思います。

2 番目です。設楽町の森林環境譲与税のを見ると、1 万 4,000 ヘクタールかな、私有林がというふうに記載があります。今、産業課長が言うに、約 4,000 ヘクタールの森林確定を行っているということなんですけれども、以前と含めて、どのぐらいになっているか、分かってみえたらお教えいただきたいと。山林の境界面積の確定がどの程度進んでいるのか分かっていたら、教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

産業課長 境界確定のこれまでの経緯、実績というふうなお答えでよろしいですか。

4 原田(直) いろんなことで森林組合のほうで、面積確定なんかやってみるというふうに理解していますけど、その辺のことを、先ほど答弁で 4,000 ヘクタール弱、ということをお聞きしているのですけども、その他を含めてですね、どのぐらい山林の面積確定が行われてるか、森林組合のほうと確認をされてるのか。分からなければ分からないという答弁で結構ですけども、教えていただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

産業課長 私が過去からの数字を整理して持っている数字の合計が今の 3,996 でありますので、そこまでのお答えしかできないということで、御勘弁ください。

4 原田(直) はい。

3 番目です。先ほど水源林と、それから保全流域の部分合わせると 10 分の 8 の補助をするよということなんですけども、そうすると、あとの 10 分の 2 は、森林組合に多分委託されていると思うので、森林組合が地主から徴収しているという理解でよろしいのでしょうか。

産業課長 はい。そうして理解いただければよろしいかと思います。

4 原田(直) 続いて、6 番目のところです。愛知県はそのようなガイドラインがないということなのなんですけども、私は山林の町有化はこれから大事なことだというふうに理解をしているのですけども、愛知県にそういうようなことでガイドラインを作ってくれというようにことを要望していく気持ちがあるかないかをお聞きしたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

産業課長 はい。先ほどの答弁をさせていただきましたように、町のほうですぐ町有林化に向いていけるという形にはなかなかならないというところがありますので、すぐにでもガイドラインというふうな姿勢にはなるところではないのですけれども、今後見据え、先ほども申し上げたようなプラスの要素もあるということで考えていきますという答えもさせていただいて

おりますので、県と話す機会があれば、そういう部分の中では、そういう方向性も考えていってほしいというような、お話をさせていただければと思います。

4 原田(直) はい。町長の答弁、この間の予算委員会のお答えの中では、お金が森林整備をするのにかかるから、町有林化する気はあんまりないよという話だと。ということは、町が充てる財源があれば、山林整備を少しでもやっていく気はあるよと私はとらえたのですけども。ですので、ぜひとも今からそういう形で、愛知県に対して、町がある程度しっかりした目的を作って町有林化をするというふうにすれば補助をもらうというような、それを環境譲与税を使ってもいいよというようなしっかりしたガイドラインを作ってもらったことを今からやっていかないと、なかなか先に進んでいかないと思うので、その辺もう一度要望していただきたいと思うのですが、その辺はどうなのかをお聞きしたいと思います。

町長 はい、おっしゃることはもっともだと思っています。将来的に考えなくちゃいけないところであります。ただ今の時点で、森林生業を行われるのが、この町ですと森林組合しかありませんので、今、森林組合さん、ダム事業の伐採であったり、それから、あいち森と緑づくり税の伐採であったり、この地籍調査もやっていただいております。境界確定もやっていただいておりますので、多分今から10年間の間は多分ほとんどほかのことに手が回らないという状況であるというふうに理解をしております。ですので、この質問の中にもありますが、それが終わった後ということの考え方の中で、そのときに、町有林化するのかどうかという検討もしてまいりますけれども、そのときに向けて、そういう取組はしていきたいと思っています。

4 原田(直) ぜひ、そういう取組を今から始めていっていただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

1 番目の最後ですけれども、さっきの樹種転換の話ですけれども、県議のことは置いておいて、設楽町でもそういうことを考えているというふうに私は思っているのですけど。県議の話じゃなくて、設楽町でダム湖畔を樹種転換してやっていくようなことだというふうに理解しているのですけど、その辺の考えが多少でも進んでいるのか、もう一度確認をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 的確な答えかどうかちょっと分かりませんが、今、ダム湖周辺の3公園ののり面については、今樹種変換というか樹種を検討しているという考えはございます。ちょっと回答が違っていたら申し訳ございません。

4 原田(直) ダム工事事務所で買ったところと道路の間の部分だとか、そこら辺はなるべく樹種転換して、ダム湖が見えるようにだとか、景色が良くなるようにというような話を大分前にされてたというふうに理解をしています。今話を聞いているとあまり進んでないようですので、ぜひそういうこともしっかり進めていただきたいなというふうに要望だけをしておきます。

次、2点目です。特に、合併20周年のイベントですけども、先ほど言ったような、ラリー選手権だとかパワートレイル等をやるというほかには記念式典ぐらいしかやらないよという考え方なのですけども、それはそれでしょうがないかなと思うんですけど、やっぱり何か1つか2つ、記念になるようなものをやるといいかなと思うんですけど、やっぱりその辺は今のところ考えないという理解でよろしいでしょうか。

町長 まだほかにも考えているものはあるのですが、具体的に報告できる状況にはありません。ただ、言ってしまうと、ここにもありますけどコンビニ収納だとかという時代になりましたので、少し、これからの取組ですのうまくいくかいかないかということはこれから検討してまいります。仮想空間、メタバースという取組をやりましょうということになっておりますので、そういった中で少し町を知っていただくような取組は今後検討する中でぜひ進めたいとは思っております。ただ、どこまでできるのかというのはまだ言える状況にありませんので御理解いただきたいと思えます。

4 原田(直) はい、了解しました。

支所業務については、いろいろ町長のお考えもあると思えますので、そこは触れないようにしておきたいというふうに思えますので。

最後に、公共施設の廃止だとか地区移譲です。さっき財政課長が答弁されましたけど、なかなか、思い切ってやらないと、今の状況だと本当に進んでいかないというふうに理解します。思い切りやろうという決意をもう1回聞かせていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

町長 はい、おっしゃるとおりで、私この答弁の検討をしている中で、こういう答弁だったので。令和8年度が期限であります。それまでに必ずやってくれということをおっしゃっています。必ずこの計画に上げてあるものは必ずその計画に沿って進めなさいということです。

そのために住民懇談会を私やっているわけですので、こういう話があれば、私のほうからでも話をするので、ぜひこれは8年度までやりなさいということをおっしゃっているところです。

先ほどの消滅可能性都市の話の中にもありますが、そこを考えると、もっと大幅な公共施設の統合であったり、廃止であったりということは必

ず必要になると思います。ですので、令和8年度までにこの計画をきちんとやったうえで、それからその後の10年の計画をきちんと立てられる状況をつくらないといけないと思っておりますので、そのところは、きちんと8年度までには今立てている計画は必ずやるという思いでやっておりますのでよろしくお願いします。

4 原田(直) 町長の決意を聞きましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これでは、原田直幸君の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次に、1番、村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1番村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、「有害鳥獣害対策強化」について一括方式で質問させていただきます。簡潔にいきたいと思います。

愛知県のあいち森と緑づくり事業では、里山林の保全・活用や生物多様性保全を提唱しています。またJA愛知東「第10次中期3か年計画」令和4年から6年では、活気と魅力ある奥三河農業の発展を共同の力で支え合おうと掲げています。本町でも、ダム関連工事推進とともに、「アウトドアのまちしたら」と銘打って観光業推進や交流人口増を図ろうと気運を盛り上げようと工夫しています。

一方、昨今の農作物の鳥獣害被害が深刻になり、なおかつクマ目撃情報等もあり、安心安全な里山の維持が困難になりつつあります。アウトドアの町を押し進めるならば、鳥獣害対策は不可欠です。それは、里山の保全、林業、中山間地農業対策とセットで実施されてこそ地域の活性化につながるものです。

そこで本町の有害鳥獣害対策について、以下の質問をします。

1つ目。ここ数年の鳥獣害被害状況——クマ目撃情報含む、を把握していますか。教えてください。

2つ目。農林水産物鳥獣害対策事業補助——鳥獣害防御柵などの設置経費の補助、個人事業費の場合は2分の1、上限50,000円があります、及び狩猟免許取得支援事業補助——更新にかかる経費の全額補助、の活用実施数の状況をお示ししていただきたいと思っております。

3つ目。私個人だけでいろいろやっているのですが、その対応だけでは限界にきております。自分の田畑も守れていません。集落単位でないと意味がないことを共通理解し、前向きに早急に対応していくべきです。集落単位でないと意味がないことを共通理解し、前向きに早急に対応して

いくべきです。集落ごとの防御対策を町としても応援、実施するつもりはありませんか。

4、アウトドアのまちを推進していくため、より安心安全に過ごせるためにも鳥獣害対策の一層の強化をしていただきたいと思います。モデル地域の選定を含めてそれを設楽町でもやっていくべきではないでしょうか。この件に関しては、町行政、地域住民、それから愛知東農協、さらには森林組合、各種のNPO法人との連携が不可欠だと思います

5つ目。新城市のシカ衝突事故ハザードマップ——これはNPO法人、愛猟さんが実施していると思いますが、このようなハザードマップを設楽町にも拡充できませんか。被害状況や場所の可視化と共有化のためにも導入をお願いします。

これ以上の対策の遅れは、地域経済や住民にとってマイナスイメージが進み、この地で住み、農業を続けていきたい、新規に農業に参入してみたいという機運が損なわれるだけでなく、住民の安全な生活自体も脅かされることが懸念されているため、早急な対応を求めます。実効性のある前向きな答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

産業課長 では、お答えいたします。

1つ目です。ここ数年の被害状況の把握についてであります。

鳥獣による農作物の被害につきましては、農家や関係機関等への聞き取りにより、被害作物の種類とか面積、数量を把握しまして、年度ごとに調査票を県に提出しております。ただ、一旦収穫した収穫物を軒先などで保管中の被害だったりとか、放牧地の牧草だったりとか、山林における植栽木の細かい本数とか、そういう現実的に把握できないものはありますけれども、把握できる範囲でやらせていただいているというところでもあります。

一方、クマの出没目撃情報ですけれども、通報者からの情報がありましたら、その情報をもとに現場のほうへ出向いて痕跡等の確認をし、結果を県に報告しているところでもあります。集落等に近い場合には広報無線で流すなどして皆さんへの注意喚起を図ったりというようなこともさせていただいております。

2つ目です。各補助事業の活用実施の状況であります。

5年度の実績を説明、報告させていただきます。

農林水産物獣害対策事業補助金は、対象者で言いますと18名。事業費総額は150万4,000円に対しまして、補助は65万2,000円となっております。その内訳ですけれども、多いほうから、電気柵、ネット柵、くくりわな、金網柵というような形になっております。

一方、狩猟免許取得支援事業補助ですけれども、対象者は21名。この内訳、新規が7名で更新される方は14名です。受験料とか、講習会費用など、計19万4,000円を補助させていただいております。

3番目の、集落単位でないと厳しいよというお話。それから4番目。アウトドアのまちを推進していくためにも、さらなる強化を、という2件でありますけれども、関連しますので、まとめたの回答とさせていただきます。

平成23年度より国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、町内の各地域に侵入防止柵、いわゆるワイヤーメッシュですけれども、この設置を実施し、対策を行ってまいりました。設置しました結果、被害軽減にかなりの効果があったという声を皆様から聞いていただいております。ただ、経年の使用によります、ところどころの破損に気がつかなかつたりとか、設置箇所が適切でないとか、例えば平たんでない場所——地面と柵の隙間があつたりとか、そういうような場合等の侵入によって被害が発生しているという場合もないわけではないというところでありまして、設置以降も適切な見回りだつたりとか、維持管理が大切なのは言うまでもないところであります。

集落協定による団体など、設置した侵入防止柵の点検を適宜行い修繕等の対応をしている方々が大半ではあるのですけれども、なかなかそこまでの対応はできないよという地域もあるというところでもあります。設置しただけで安心されるのではなく、設置された以降も十分な成果が出ているか、確認していただく、あるいは場合によっては対策も必要であることも認識していただけるよう周知をしていかなければと考えております。

被害対策の基本の3本柱というものがあつまして、「入れない・捕まえる・寄せない」というものがあつます。入れないと捕まえるについては、防止策等の設置とか、狩猟の推進などの実施によって行われているところですが、この2つをしっかりとやれば、対策ができているという意識がどうしても一般的には強いのかなという思いがあつます。もう一つの、寄せないという認識や、理解が必要だというふうに思つております。定期的な草刈りだとか、残渣、食材の残り物など、動物の食べられるものですね。こうしたものの除去など、日頃の適切な農地管理が大切であるのではと考えております。地域の方々の対策に対する意識が高くなればなるほど、地域ぐるみの対策が向上していくものと思つております。

昨年度ですけれども、新城・北設広域鳥獣害対策協議会——これJA愛知東が事務局なのですけれども、こちらの主催による鳥獣被害地区別講習会が田口、名倉、津具のJA各支店で開催されました。議員ももちろん、

出席もされて御存じかと思えますけれども、鳥獣被害防止の基礎的な内容や、地域に合った取組方法などが説明されました。ここでも、対策は個人的に行うものではなく、地域ぐるみで行うことが重要ということが紹介をされております。個人でとか、または地域の中だけで悩むより、こうした啓発事業等を継続して開催することにより、課題や対策等の情報を共有することができ、地域住民の方々の関心もさらに深まり、それが地域全体の対策意識の向上にもつながっていくと思われまますので、今後も引き続き開催していただけるよう、そういうのに皆さんにも出席していただけるよう、働きかけていければと思っております。

5つ目です。シカ衝突事故ハザードマップの件です。

このハザードマップについては、以前、私どものほうも、愛猟さんのほうから依頼により目撃情報の提供依頼がありまして提供させていただいたという実績もあります。

このマップについては、愛猟さんは、県の道路管理者とか警察のほうなどなどにも、情報提供の依頼をされておまして、より精度の高いものを作成していく、作成しているというふう聞いております。最新のハザードマップの情報、私も確認させていただきましたけれども、このタイトルは新城市と銘打たれておりますけれども、設楽町をはじめ、北設各地域、それから新城以南のほうの情報も掲載はされておりました。こうした情報の蓄積が不要な事故の防止につながるのならば、今後も積極的にこうしたものを活用して情報提供させていただければと思っております。

以上であります。

1 村松(一) 丁寧な回答を頂きました。で、ちょっと再質問をさせていただきたいのですけども。

シカの被害状況というのは、昨年度の状況、イノシシ、サル、カモシカ、ハクビシン、ノウサギ、タヌキ等あるのですけど、その状況というのは設楽町、把握していますよね。その数値を教えてください。

議長 捕獲数の状況ということでよろしいですね。被害状況。

産業課長 動物ごとですかね、はい。例えば、5年度ですけれども、シカに關しましては、水稲とか野菜が多い。水稲のほうが多いですね。被害量としては4,000キロ。4トン。被害面積で210アール。被害額に換算して90万円、これ水稲ですけれども。シカの野菜に關しましては、被害量で、1,220キロ。それから被害面積で92アール。被害額に換算しまして13万円というような数値が出ております。

例えばサルですけれども、サルだと、水稲が多いですね。サルですと、被害量、水稲ですと750キロ、被害面積15アール。被害額が17万円ほど。

野菜がそれぞれその4分の1ぐらいというような、こうした状況は確認しております。

1 村松(一) はい。状況のほうは、私ちょっと令和3年度を持ってきたのですが、けれども、あまり減ってはいないということだと思います。それから、あとの捕獲状況は、シカなんかは1,300頭獲る予定ですけども、津具のジビエでは400頭処理は今できていますよということです。ですので、まだまだ足りない部分があるんじゃないかということを考えていました。

ちょっと1つあれですけども、シカの増えた理由というのは、先ほど言ったこと、人間の作物を食べて栄養がとれちゃって、それで死亡率も、ほとんどゼロパーセントになってきちゃったので、以前と比べると、そういうことで捕獲量の減少とか、対策の遅れもあったということです。で、この対策の遅れの理由っていうのは、町としてはどのように捉えているかということで、ちょっと教えていただきたいんですけども。お願いします。

産業課長 確かに、過去のからのデータで見ますと、シカは右肩上がりが増加しております。こうしたなか、相応の費用補助も持って対応しているところですけども、やはり、この急激な増加を想定できなかった、そこまでは想定できなかったということも正直ありますけれども、そこは否定はしませんけれども、やはりそれに対策を講じるだけの人的な対応、捕獲、資格免許を持っておられる方々も、どうしても限界があるというところがあります。で、今増えている状況は、生態系として安定させるまで減らすまでの数というところまで行くにはなかなか今の人数では大変かなということも正直あるという認識はあります。

以上です。

1 村松(一) はい。対策の遅れというのは、結局、私自身も今何を本当にやっていいか分からないとか、対策の知識が得られてないとか、やっぱり行政頼み、猟友会頼みになってしまっている自分自身がいけないかなということも感じておりますので、ぜひ先ほど言った、皆さんにもっと周知して、いろんなことで鳥獣害のことについて学習をして、それを地域に広げていくということをぜひやってほしいなと思います。

その点について、狩猟免許の試験というのも2回あるそうなんですけども、この地域では刈谷市のほうまで行ってそれを取るということになるんですが、地元とか新城管内でもそういうことも実施していくようなことも、こちらのほうでは要望してもいいのかなということも考えております。

その件については、3月、町長さんもこの鳥獣害対策については一言触れていましたので、ちょっと最後に、今後どうしていいか、土屋町長から意見を頂きたいと思います。

町長 まず、クマの話ですが、幸いに被害がない状況であります。愛知県の中でクマはたしか絶滅危惧種か何かになっておりますので、撃つてはいけない、それから檻にかかったものはどこかへ行って放しなさいということだそうです。それも含めて、町村会の折に県の担当の方に、もう少し被害に遭わないような明確な方針をきちんと打ち出していきたいというお願いはしておるところです。

それと、鳥獣害の被害でありますけども、今年の当初予算で 2,600 万報奨金を上げておりますが、多分足らなくて補正をするような状況になるんじゃないかというふうに思います。

私が議員になった頃に県の試算の中で、たしか、600 だったか 700 頭を獲らないと減っていく状況にないので、それだけ獲りましょうという話がたしかありました。ありましたが、その頃から 600 獲ったり 700 獲っても減りません。今、1,200 獲っても減っていません。ですので、私この間、県の方には前提条件が全然違うので、県としても少し対策を考えていただきたいし、町としても年間 3,000 万ぐらいの報奨金、ほかを合わせるともっといるわけですので、もう少し県としても対策を考えていただきたいというお願いはしておるところです。

根本的に足がある動物ですので、例えば設楽町だけということではなく、例えば長野県も含んだような対策を少し、国として考えないと、なかなか例えば設楽町だけたくさん獲ればいいということではありませんので、ということも少し訴えていきたいなと思っておるところであります。

1 村松(一) ありがとうございます。「アウトドアのまちしたら」、設楽ダム周辺整備計画に必ずこの鳥獣害のことも入れていってほしいと思います。大きな被害が出てからでは遅いと思います。そうしないと、いい意味で、アウトの町になってしまいますので、そうならないようによろしく願います。

以上で、質問を終わります。

議長 これで、村松一徳君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。それでは、13 時、午後 1 時まで休憩とします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 1 時 00 分

議長 休憩前に引続き会議を開きます。

次に、3 番原田純子君の質問を許します。

3 原田 3 番、原田純子です。議長のお許しを頂きましたので、1 問 1 答方式

で質問させていただきます。

質問席に移らせていただきますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

3 原田(純) すみません。失礼しました。

出来ることなら触れたくなかった、しかし触れずにはいられなかった「新型コロナワクチン接種後の副反応疑いへの対応等他」について、質問させていただきます。

振り返れば、日本国内では、2020年1月15日、最初の新型コロナウイルス感染者が確認された後、コロナ陽性者は加速度的に増えて、新型コロナウイルス感染症が2類に分類され、医療機関はひっ迫を極め、緊急事態宣言が発出され、店頭からは一時、マスクが消えて、ステイホームで外出が極力控えられ、リモートワークが推奨されていた頃、新型コロナワクチンは希望であり、感染の恐怖から解き放ってくれる救世主であり、その恐怖に裏打ちされたワクチンのまばゆいばかりの光は、国の指導の下、医療従事者や福祉関係者や行政の献身によって支えられてきました。そこには希望と善意が詰まっていたと思います。

しかしすべての事象には光と影が存在します。2021年2月から医療従事者を先駆けに始まり、2024年4月までの間に実施された新型コロナワクチン接種に関しても同様、残念なことに、多くの影の部分が表面化していることも事実として認めざるを得ません。

今回は、新型コロナワクチン接種による影の部分を、事実ののっつとお伝えできたらと思います。この影の部分が表面化することによって、地方行政も、医療機関も、私達も少なからずの葛藤を抱えながら日常を送っているのが現状ではないかと推察します。ですから、どこかの誰かを糾弾するという意図ではなく、現実を直視したうえで、物事には必ず光と影が存在するという真理に基づいて、自分で情報を取り、自分で考え、自分で決断するという、それが自分や家族を守るのだということも含めて考え、しかし、新型コロナワクチンの光の部分にのみ焦点を当てて推し進めてきた国のあり方については、疑義を呈する必要があるかと考えます。

身近に新型コロナワクチン接種後の副反応疑いで人生が激変された方々に接することもあり、今回最優先でお聞きしたいことは、新型コロナワクチン接種後の副反応疑いで苦悩されている方々の救済に至る制度とその支援についてです。

2024年4月1日現在、厚生労働省が公表している日本での新型コロナワクチン接種回数は延べ4億3600万回以上に達しています。

すみません、ここから……

(発言するものあり)

3 原田(純) 分かりました。はい。

2024年4月1日現在、厚生労働省が公表している、日本における予防接種健康被害救済制度申請者数とその内の認定者数・並びに死亡者数をお答えいただきたいと思います。

議長 答弁を自席で、向こうの席で受けて、続いて1問1答でお願いいたします。

[原田純子議員席移動]

保健福祉センター所長 それでは、1番目の御質問にお答えしたいと思います。

厚生労働省が公表している、健康被害救済制度申請者数とその内の認定者数並びに死亡者数ということですが。

予防接種健康被害救済制度は、新型コロナワクチン接種とそれ以外のワクチン接種で審査が分かれておりまして、まずは新型コロナワクチン以外のワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度の現状を、質問の中にもございましたホームページで公表しているデータを基にお答えします。

まず、新型コロナワクチン以外ですけれども、数値は令和3年度末現在のもので、昭和52年からの累計で公表されております。なお、申請者数は公表されていません。認定者数ですが、3,522件です。死亡者数も公表がありませんので、参考までに死亡一時金・遺族年金・遺族一時金・葬祭料の給付件数をお答えします。151件です。

続いて、新型コロナワクチンに特定した予防接種健康被害救済制度の審査結果について公表されているデータをお答えします。こちらは令和6年5月20日時点の累積数値が厚生労働省のホームページで既に公表されております。進達受理ということで、申請件数というかたちでは公表されておられません。進達受理件数は11,134件、うち被害認定を受けたものは7,354件、否認されたものが1,746件、保留は36件です。なお、死亡者数、こちらの死亡者数につきましても、死亡者数というかたちでの公表がありません。あくまでも参考として、被害認定のうち死亡一時金・葬祭料の給付件数をお答えします。593件です。

以上です。

3 原田(純) ありがとうございます。新型コロナワクチンが含まれていなかった時期の予防接種健康被害救済制度と、新型コロナワクチンを含む予防接種健康被害救済制度以降とでは、医師による報告義務の内容が変わり、医師の裁量にかかわらず、報告義務を課していたものから、副反応報告、死亡例報告が医師の裁量に委ねられるようになり、さらにアナフィラキシー認定時間も、24時間以内から4時間以内へと変更されたために、今おっし

やってくださった数字は、氷山の一角ではないかと言われています。

質問します。副反応疑い報告制度は、誰がどの時点でどこへ報告をし、その先、どのような手順を踏まれて、どのように生かされるのでしょうか。そして、報告の有無は御本人ないし御家族には知らされますか。また、副反応報告制度と予防接種健康被害救済制度との間に関係性があれば、お示してください。

保健福祉センター所長 それでは、お答えさせていただきます。副反応疑い報告制度ですが、こちらはワクチン接種の安全性に関する情報を提供するなど、接種の適正な実施へとつなげるために設けられた制度です。新型コロナワクチンに限らず、ワクチン接種で副反応を疑う症状が出た場合、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関を受診します。受診した結果、専門的な対応が必要と判断された場合、診療した医師が専門的な医療機関を紹介し、紹介先の医療機関で診療を受けることになります。診療結果は予防接種法等に基づき、医療機関から、ちょっと名前が長いですが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告され、機構で情報整理・調査した結果を厚生労働省へ通知、厚生労働省による厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で審議・評価され、結果は厚生労働省のホームページなどを通じて公表されます。あくまでも情報を収集し、安全性を評価し、今後の接種に生かす制度であることから、個人に結果は報告されません。

また、副反応疑い報告制度と予防接種健康被害救済制度の関係性ですが、副反応疑い報告制度に症例が上がっていないと予防接種健康被害救済制度の申請ができないといったことはございません。

以上です。

3原田(純) ありがとうございます。では、予防接種健康被害救済制度の窓口は、設楽町の場合はどこですか。また、申請に必要な書類等の種類と、それらをどこで受け取るのかをお示してください。

保健福祉センター所長 それでは、御質問にお答えいたします。窓口はしたら保健福祉センターです。申請書と請求書は設楽町ホームページを経由しまして厚生労働省ホームページからダウンロードできます。したら保健福祉センターでも紙媒体でお渡しすることができます。いずれも御本人様の作成となります。申請に必要な添付書類ですが、給付項目が医療費、障害年金、死亡一時金、葬祭料など多岐にわたり、どの給付を申請するかによっても異なります。ここでは、新型コロナワクチン接種に絡み、予防接種健康被害救済制度を使って、医療費を給付請求する場合を例として申し上げますと、添付書類は受診証明書・領収書、保健福祉センターが接種時に発

行した接種済証、医師が作成した診療録が必要となり、それぞれ医療機関、保健福祉センター——この場合の保健福祉センターは接種済証紛失の場合に証明書として発行します。それぞれで入手していただくこととなります。

以上です。

3 原田(純) 仮に申請者御本人と御家族が、申請書類等の手続きに難しさや不便を感じられた場合、地方自治体、端的に言えば、設楽町の担当者の方の助けを求めて申請手続きを行うことはできるでしょうか。

保健福祉センター お答えさせていただきます。書類の作成を代行することはできませんが、申請にあたって御不明な点があれば、寄り添う形で可能な限りのお手伝いをさせていただきます。

以上です。

3 原田(純) ありがとうございます。申請に必要な診療録開示や受診証明書の記載を医師に拒否された方が 35.3%であったと聞きますが、こうした事例の場合、町の担当窓口としてどのような補助対応が考えられるのかお聞きします。

保健福祉センター所長 御質問にお答えいたします。厚生労働省や日本医師会では、診療情報の提供に関する指針というものを定めておまして、その他、個人情報保護法に基づき、原則として医療機関は開示しなければなりません。一方で個人情報保護法に基づき、例外的に開示請求を医療機関側が拒否できるケースもあります。もし町内の医療機関でこういったケースがあった場合、保健福祉センターとしては、まず医療機関に拒否理由を確認の上で、先ほどの厚生労働省、日本医師会の指針を説明し、開示を促すこととなります。

以上です。

3 原田(純) 次です。予防接種健康被害救済制度に申請手続きを行ってから回答が届くまでの期間は、現状ではおおよその程度の期間を要するのでしょうか。また、仮に申請が受理されたと仮定したとき、どの程度の補助でいつまで支えられるのでしょうか。

保健福祉センター所長 はい。御質問にお答えいたします。まず、申請内容にもよりますのと、国も認否の迅速化を進めております。ですので、一概には言えませんが、新型コロナワクチンの場合ですと、当町だと、後ほどもお答えしますが、設楽町で令和4年9月に申請のありましたケースですと、国からの認否結果の通知が届いたのは今年4月でした。2か月前です。ですので、約1年半かかっています。また、申請が受理されてどの程度の補助でいつまで支えられるかとの御質問でございますが、給付でも医療費や障害年金など継続的なものもあれば、葬祭費や死亡一時金など1回限りの

ものもあり、申請者本人や御家庭の状況によりますので、いつまで支えられるかは一概には言えません。また、その給付額なのですけれども、どの給付を請求するか、また給付額も条件によって金額が変わるなど様々でございます。ですので、大変申し訳ございませんが、詳細は厚生労働省のホームページで御確認いただくと大変助かります。

3 原田(純) ありがとうございます。設楽町内で健康被害救済制度に申請された方はいらっしゃいますか。いらっしゃるとすれば、個人情報に抵触されない範囲で御解答をお願いいたします。

保健福祉センター所長 申請者された方の人数ですけれども、現時点で2名でございます。先ほど申し上げましたとおり、うち1名は既に国から認否の結果が通知されております。

以上です。

3 原田(純) 次にいきます。最近の動きとしては、月刊誌「文藝春秋」、4月、5月、6月号の3回にわたり、京都大学福島名誉教授による「コロナワクチン後遺症の真実」と題する寄稿文が掲載され、コロナワクチン接種後、後遺症に関わる様々な問題提起をされ、反響を呼んでいます。

ほかにも、新型コロナワクチン被害についての国内で初めての集団訴訟が、2024年4月17日、東京地方裁判所で開かれました。原告団は患者5人、遺族8人の計13人からなっています。

CBCの大石氏の解説によれば、次のようになります。

「100枚を超えた訴状には、新型コロナワクチンについての詳細なデータと、総理大臣の国会答弁、ワクチンをどの様に推奨してきたのか、その時点でどんな副反応があったのか、ワクチン担当大臣とユーチューバーとのやり取りも克明に書かれている。前菅総理大臣は国会答弁で感染症予防効果や副反応のリスクを含め正確な情報に基づいて国民への周知、広報にしっかり取り組むと国会で明言されたが、ワクチン接種回数も進んで副反応の事例や接種後の死亡事例や様々な情報が集まってきたにも拘わらず、国が新型コロナワクチン接種を新聞広告・テレビ・CM・ユーチューバーを使って強力で押し進める一方、歴史上類を見ない頻度で接種後の副反応があがり、その中には重篤な後遺症や死亡例も多数含まれていたにもかかわらず、そのようなマイナス情報は国民に広報しないまま接種を押し進め、被害を広げたことに対する責任を問うことを主眼とした訴訟である。つまり、国民に知らせるべき情報を知らせずにワクチン接種を続けた。これが違法ではないかと訴状に記してある」

質問です。過去に遡って、1977年から今日までのおよそ47年間に、予防接種健康被害救済制度に登録された認定件数は3,661件、そのうち死亡認

定件数は158件という数字が出ています。一方、2021年3月から今日までのおよそ3年間の新型コロナワクチン接種後の予防接種健康被害救済制度の認定件数は7,230件、死亡認定件数は567件となっており、因果関係の有無は今後の課題としても、新型コロナワクチン接種が始まった3年間で、それ以前の死亡認定数と比較して4倍近くと、大幅な健康被害が出ているのは事実です。

そこでお聞きします。2021年から2024年までの全国の超過死亡者数をそれ以前の比較も交えてお答え願います。

保健福祉センター所長 御質問にお答えいたします。

まず、超過死亡者数という数値なのですけれども、これは予測される死亡者数と比較した場合の増加分の死亡者数です。ちなみにこちらの数値については、国立感染症研究所のホームページに、我が国における超過死亡数および過少死亡数の算出数値が、複数の表示をひとまとめにして表示するダッシュボードというツールで公開されていますが、私どもで確認したのですけれども、ここで公開されている数値を正確にお伝えするには、様々な専門的な知見が必要かと思われれます。ですので、具体的な数値は延べられません。ただ、議員が御質問で21から24と、それ以前の比較でということで、その前の3年間を比較してみますと、数値が上昇していることは確認できます。

以上です。

3原田(純) 超過死亡者数ですが、調べたところ40万人以上とも言われています。少子高齢化に伴う年間1万人から2万人の人口減少は自然減ですが、2021年からは推定値を大幅に超えていて、心筋炎やコロナ以外で亡くなっている方が多く、原因の解明が急がれます。

質問します。設楽町の超過死亡者数をお聞きします。

保健福祉センター所長 設楽町の超過死亡者数なのですけれども、先ほど超過死亡者の定義を御説明いたしましたが、超過死亡者数を算出するには予測される死亡者数をはじき出さなければいけません。現時点で設楽町では算出されていません。ですので、設楽町の超過死亡者数は申し訳ございませんが、不明ということですが、お答えできません。

以上です。

3原田(純) ありがとうございます。では、次です。

接種後の副反応疑いで苦しんでおられる多くの方がいらっしゃることを、何故、私たちは知らないのでしょうか。なぜ知らされないのでしょうか。お伺いします。

保健福祉センター所長 この質問、大変難しい御質問だと認識しております。

私も先ほど原田議員が見られているCBCの大石氏の書かれた書籍とかYouTubeの記事もいくつか見させていただきました。それを見ますと、反応で苦しんでおられる方、御家族の方の気持ちはお察しいたしますが、議員の御質問のある、「なぜ私たちは知らないのか、知らされないのか」という御質問については、どうしてもこの一自治体のレベルではなかなかお答えようがありません。その点どうか御理解ください。

以上です。

3 原田(純) お答えいただくのは難しいだろうなと思っておりまして、申し訳ありません。

では、次。設楽町内で、健康被害救済制度そのものを御存じない方がいらっしゃるのではないかと推察します。どのような方法でお知らせしたらよいとお考えでしょうか。より分かりやすい広報をお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

保健福祉センター所長 お答えさせていただきます。これまでのコロナワクチンの接種会場でも、接種した後、経過観察として15分ほど待機していただくあいだ、ワクチン接種後の注意点をチラシ配布のほか、口頭でも会場のスタッフが説明させていただいております。そのチラシには、議員の御質問にある救済制度についても記載しております。今後はさらなる周知を進めるため、改めてホームページや広報で救済制度の記事を掲載していきたいと考えております。また、秋冬に実施を予定しております、今年度のコロナワクチンの接種の際も、受ける前、受けた後の注意点を、今回、議員から御質問のあった制度の紹介を含めて周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3 原田(純) ありがとうございます。衆議院議員18人、参議院議員7名の計25名による、子供へのワクチン接種とワクチン後遺症を考える超党派議員連盟が、若年層の超過死亡と新型コロナワクチンの関係を考えるということを中心に、次に掲げる2つを国に提言しました。

1つ目の提言は、5歳から11歳までのコロナワクチン接種の努力義務を撤回してくださいという要望。

2つ目は、生後6か月から4歳までのコロナワクチン接種を見送ることへの提言です。なぜそのようなことを国に提言したのか。その理由は、副反応が解明されないまま接種が進むことへの懸念があるから、というものです。

質問します。設楽町が、これからのワクチン行政を担う上での心構えをお聞かせください。町の宝である子どもたちの命を守るには、町としてどのようにしたらよろしいでしょうか。とても難しいですが、地方自治を守

り、お子様を守る手立てをお考え下さい。少なくとも、両論併記の情報提供と選択肢はお与えいただけないでしょうか。

保健福祉センター所長 お答えいたします。新型コロナワクチンについては、これまで特例臨時接種の位置付けでございましたので努力義務でしたが、今年度から65歳以上の方と60歳から64歳の特定条件をお持ちの方は定期接種、それ以外の方は任意接種ということで位置づけが変わり、努力義務ではなくなりました。ですので、議員が御心配されるお子様方の接種についても任意接種ですので、コロナワクチンに限らず、ワクチン接種に際しては、これまで接種した際の副反応の有無を踏まえて、かかりつけ医と相談の上、御家族での判断をお願いしていく考えです。また、判断に必要な情報提供ですとか御相談は保健福祉センターでも承ります。

本日もこの時間、保健センターのほうで幼児相手の予防接種をやっておりますが、うちのスタッフが丁寧に説明をしながら、相談に乗りながらやっております。

以上です。

3原田(純) ありがとうございます。国の予防接種健康被害救済制度のほかに愛知県にはそれに類似した制度はありますか。設楽町にはありますか。

保健福祉センター所長 愛知県にはそれに類似した制度があるかという御質問でございますけれども。

新型コロナワクチンにつきましては、愛知県では、国の予防接種被害救済制度で請求した医療費の自己負担分の2分の1に相当する額を、新型コロナワクチン副反応等見舞金として支給しております。ただ、こちらの見舞金は令和5年度までの特定臨時接種において接種された方が対象です。愛知県以外ですと、名古屋市もやっておりますが、それ以外の自治体で独自というのは、私どもが確認した限りではございません。また、設楽町につきましても独自の救済制度は現時点では設けておりません。

以上です。

3原田(純) 2024年秋以降の新型コロナワクチン接種は、公的な接種から定期接種に変わり、新型コロナワクチン接種に係る費用は全額補助から原則自己負担へ移行すると聞いております。今後のワクチン補助についての設楽町のお考えをお聞かせください。

保健福祉センター所長 それでは、お答えいたします。本年度の新型コロナワクチン接種はこのあと秋冬に実施します。定期接種へ移行するにあたっての激変緩和措置といたしまして、国がワクチン生産体制等緊急整備基金を通じてワクチン費用を助成することから、周辺町村とも歩調を合わせ形で9月議会に接種に関する補正予算を計上する予定です。ぜひその際は御理

解をお願いしたいと思っております。

なお、自己負担額ですが、病院窓口での負担額が約 15,000 円と見込まれています。そこに先ほど申し上げた国からの助成金を踏まえるとその 4 割程度が純粋な自己負担額となる見込みですが、実際お支払いの額については、個々への補助金額も周辺町村とのバランスも考えながら設定いたしまして、最終的にそれぞれ接種される方に御負担いただく額を確定いたしますが、いずれにしても定期接種でございますので、接種の是非を御自身でしっかりとお考えいただく観点からも、個人負担についてはいただく予定です。

なお、実施にあたっては、医療機関からスタッフが安全安心に接種できる体制が接種を受ける皆さんの安全安心にもつながるということで、個別接種——基本的には個別接種へ移行とうたわれておりますが、個別接種のみに頼らず、これまでの集団接種のような体制を何らかのかたちで併用するよう求められております、医療機関のほうから。ですので、接種の詳細につきましては、実際の接種で協力いただく町内医療機関と相談しながら固めていきたいと考えております。

以上です。

3 原田(純) それでは、最後に、町長さんのワクチン行政に関わるお考えをお聞かせください。

町長 はい、副反応の疑いがあることも承知をしておりますけれども、国における、制度の中で実施をされてきたことでもありますので、そのことについて批判をするということはしませんけれども。私どもの役割としては、住民の方が安心して接種を受けられる体制を整え、また医療機関の方も安心をして接種ができるような体制を整えることが私どもの役目、役割であるというふうに思っておりますので、そうした体制を整えたうえで、課長が申し上げましたとおり、これから任意接種ということでもありますので、御家庭、御本人という中でかかりつけのお医者さんに相談するなど、御判断をいただいたうえで接種を受けていただきたいというふうに考えております。

3 原田(純) ありがとうございます。今までに、およそ 250 億円以上の死亡一時金が支払われるということが決まっております。どうか、御一人御一人が様々な情報としっかりと向き合って、それぞれの納得する結論にたどり着いていただきたいと願います。

これで、質問を終わります。ありがとうございます。

議長 これで原田純子君の質問を終わります。

以上で、日程第 5 「一般質問」を終わります。

議長 続いて、日程第 6、報告第 8 号「令和 5 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第 8、報告第 10 号「令和 5 年度設楽町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」までを一括して議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 8 号「令和 5 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第 8、報告第 10 号「令和 5 年度設楽町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」までを一括で説明させていただきます。

説明の前に、申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。資料がタブレットの中だと思しますので、訂正できないと思いますが、議事日程の議題ほうのタイトルが、日程第 7 号、報告第 9 号の簡易水道の事業会計と報告第 10 号の事業会計のところに、予算のあとに、繰越明許費という漢字が 5 文字入っていると思いますが、事業会計のほうにつきましては、繰越明許という行為がありませんので、この文字が入ってしまっております。議案書のほうでは抜いてありますが、最初のほうの議事日程一覧表のほうにはその文字が入ってしまっておりますので、繰越明許費という言葉を削除していただきたいと思えます。

それでは、説明に入ります。

令和 5 年度の一般会計補正予算に計上した繰越明許費につきましては、別紙 25 ページの繰越明許費繰越計算書のとおり、一部の事業を除き、翌年度へ繰越しをいたしましたので、一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

また、簡易水道と下水道の 2 つの事業会計の簡易水道及び下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会へ報告するものであります。

最初に、報告第 8 号「令和 5 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書」についてを説明しますので、24 ページ、25 ページを御覧ください。

この計算書最上段の役場庁舎浄化槽撤去事業以下の 23 事業につきましては、数回の補正予算に計上した繰越明許費上限額、13 億 9,549 万 3,000 円に対し、総額 4 億 9,799 万 3,000 円、35.69%を令和 6 年度に繰り越して執行するものであります。

昨年度 12 月定例会初日に 3 件、3 月定例会初日に 19 件、3 月定例会最

終日に3件、合計25件の繰越明許費を承認していただきましたが、2件につきましては年度内完了が出来ましたので、本日は23件について説明します。ちなみに、年度内完了できた事業は、小中学校理科薬品等廃棄事業と旧郷土館薬品廃棄事業の2件であります。

それでは、25ページの繰越明許費計算書の23件について説明をします。

説明は、繰越計算書の表の左側に番号を付けてあります、数字が小さくて見にくいかもしれませんが、この番号で説明していきますのでよろしくお願い致します。

1番目の、役場庁舎浄化槽撤去事業は、既に4月下旬に完了し、今年度予算で舗装復旧を行う予定で進めているものであります。

2番目の、人事給与システム改修事業は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するため、人事給与システムの改修を進めていますが、東三河6市町村で共同調達しており、足並みを揃えて進めているものであります。

3番目の、人事給与システム定額減税対応事業は、令和6年度所得税の定額減税について、令和6年度税制改正の大綱において、閣議決定され、令和6年6月より定額減税を実施するためシステム改修を進めているものであります。

4番目の、個人住民税定額減税事業と、8番目の住民税均等割りのみ課税世帯支援給付事業と、9番目の子ども加算給付事業と、10番目の住民税非課税世帯支援給付事業と、14番目のプレミアム付商品券事業は、国からの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金と、物価高騰対応重点支援地方交付金を受けて進めているものであります。

5番目の戸籍情報システム改修事業は、振り仮名の仮登録に係る戸籍情報システムなど3つのシステム改修事業を進めています。

6番目の住民基本台帳システム改修事業は、法務省、総務省からマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に係る改修仕様書の確定が遅れておりますけれども、国からの指示を受けて進めるものであります。

7番目の、やすらぎの里大規模改修事業は、能登半島地震や大阪万博の影響なども含め、資材の搬入が円滑に入らない状況もありますが、年度をまたぎ、8月までには完了するように現在進めているものであります。

11番目の新型コロナワクチン接種事業は、ワクチン接種事業に係る支払いの一部が令和6年度4月1日以降に生じる場合は繰越明許して行うよう、県の指導を受け処理するものであります。

12番目の簡易水道事業会計繰出金と、13番目の下水道事業会計の農業集落排水事業分の繰出金と、20番目の下水道事業会計、公共下水道事業分の

繰出金は、企業会計となりましたが、繰出金については、簡易水道事業会計が 1,122 万円、下水道事業会計、農業集落排水、公共下水道、2 件分併せまして 1 億 1,550 万 4,000 円を繰り越して進めるものであります。

町道の改良、補修関係は、15 番目の橋りょう補修事業として澄川橋、16 番目の町道愛酪稻生線の維持修繕と、17 番目の町道笹平奴田小松線の改良と、18 番目の町道田峯東区田内線の改良と、19 番目の町道平野清崎線の設計測量と、23 番目の道路災害復旧事業として、昨年 6 月 2 日の大雨で被災した町道名倉津具線の復旧工事、合計 1 億 2,395 万 5,000 円を繰り越して、いずれの事業も早期完了するように進めているものであります。

21 番目の消防車両購入事業は、清嶺分団のポンプ車両更新を進めておりますが、ベースとなる車両の納品が遅れたため、繰り越して特殊艤装の作業を現在進めているところであります。

22 番目の設楽分署修繕事業は、今年 2 月 7 日の強風により設楽分署屋上の防水シートの一部が破損し、3 月補正で予算承認を受け進めているものであります。

各事業ごとの事業費、翌年度繰越額及び当該財源内訳につきましては、別表に記載のとおりであります。いずれの事業も、早期事業効果が発揮できますように努めておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、報告第 9 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計予算繰越計算書」についてを説明しますので 26 ページを御覧ください。

27 ページに記載の繰越額の簡易水道の 2 事業は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による、建設改良費を繰越しするものです。

上段の原水及び浄水施設建設改良事業は、設楽ダム建設工事に伴い、田口簡易水道の取水を変更し、タコウズ川に取水工事を行う工事などです。繰越理由につきましては、資料の右端の説明欄を御覧いただき、今年度への繰越額は、8,448 万円です。

下段の配水及び給水施設建設改良事業は、田内、清崎地区への送水を安定的にするため、基本設計業務委託を発注し、検討を行っているものであります。繰越理由については、資料の右端の説明欄を御参照していただき、今年度への繰越額は、1,672 万円です。

最後に、報告第 10 号「令和 5 年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書」についてを説明しますので 28 ページを御覧ください。

29 ページに記載の繰越額の特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による、建設改良費を繰越しするものです。

上段の特定環境保全公共下水道事業、管渠建設改良事業は、田口地区の

管渠布設工事2件を繰り越して工事を進めているものであります。繰越理由につきましては資料の右端の説明欄を御覧いただき、今年度への繰越額は、2億8,440万円であります。

下段の農業集落排水事業、処理場建設改良事業は、名倉地区の施設改良工事を、繰り越して工事を進めているものです。繰越理由については、資料の右端の説明欄を御覧いただき、今年度への繰越額は、9,847万2,300円となっております。

説明は、以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

報告第8号「令和5年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

6 金田(敏) 7番のやすらぎの里の大規模改修工事事業の件で質問します。3月議会だったと思いますけれども、その折、この工事は能登半島大震災における資材不足のために、配電盤の電線関係が6月まで材料が入らないから工事が延びるという説明を受けました。その折に、私は「ほかの工事は3月いっぱい終わるのですか」と聞いたときに、終わるという答弁だったのですが、この繰越明許費のこの金額は、これはどういう金額になってこの数字になったのかちょっと説明をお願いします。

町民課長 この繰越明許の金額につきましては、一旦、前払金という形でお支払いをしていたのですが、まだその最後の精算がしていないものですからその分を繰越明許という形でさせていただきました。

6 金田(敏) そうなりますと、工事金額の中の、もう工事が終わっているのに支払いを今回まで延ばして、1億3,000万ですか、こんな高額なお金を今まで引っ張ってきて、業者は何とも言わなかったのですか。

町民課長 はい、業者さんにはそのことは確認したのですが、それでいいということでしたので、このようにさせていただきました。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 よろしいでしょうか。それでは、これで質疑を終わります。

報告第8号については終わりました。

議長 報告第9号「令和5年度設楽町簡易水道事業特別会計予算繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありますか。

4 原田(直) このあいだ、2月の全協のときにこういう説明を受けたので理解

をしてるのですけども、ただ一般会計はちゃんと事業名が全部羅列されているんです。企業会計はそれをしなくてもいいということだというふうに理解をしているのですけども、ただ、すごく分かりにくいので、せっかく説明欄に書く所がありますので、その辺の事業名などを記載することは可能なのかなのか確認をさせていただきたいと思います。

副町長 はい、議員のおっしゃることがもっともでありますので、次回からはこういった資料につきましては、工事の事業名のほうを記載をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 これで、それでは質疑を終わります。

報告第9号は終わりました。

議長 報告第10号「令和5年度設楽町下水道事業特別会計予算繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号は終わりました。

議長 日程第9、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号「専決処分の承認について」。設楽町税条例等の一部の改正についてを説明しますので、30ページ、31ページを御覧ください。

承認第1号の「専決処分の承認について」は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、31ページの専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

本件につきましては、令和6年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則として本年4月1日から施行されることになりました。これに伴い町の税条例においても必要な改正が必要となったため、本年3月30日に専決処分したものであります。

国は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税、個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化を行

うことを目指して、今回の税制改正に取り組んだとのことであります。

今回の税条例における主な改正内容としましては、後ほど財政課長から詳しく説明がありますが、主だったものは、公営信託に関する法律改正に伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備。私立学校法改正による条文の見直しに伴う地方税法の改正。令和6年、7年度の個人住民税の特別控除に係る規定の新設及び整備。バイオマス発電に設備の課税標準の特例措置の追加。全体的な字句の訂正等の整理であります。

改正概要の詳細な内容につきましては、財政課長から説明させていただきます。

財政課長 それでは私のほうから御説明をさせていただきます。

改正の主な概要につきましては副町長の説明のとおりですが、詳細な内容について、私のほうから説明をさせていただきます。

資料につきましては30ページからになります。改正の条文、新旧対照表を参考として概要をつけております。

はじめに概要を説明して、その後新旧対照表にて改正内容について説明をいたします。

それでは設楽町税条例一部改正の概要71ページを御覧ください。

概要の表の見方としては、左が町の税条例の条文、真ん中は対応する地方税等の法令、右が改正の概要となっております。施行日については改正内容により異なっておりまして、例えば、概要の2段目。第34条の7は、公営信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日施行となっております。これにつきましては、まだ法律施行がされていないことによつてこのような表記となっております。

3つ下に行きまして56条でありますけれども、米印で令和7年4月1日施行となっております。米印の記載があるものはその期日が施行日で、何も記載のない改正は、本年4月1日からの施行となっております。改正の概要は以下のとおりとなっておりますので、後で御覧ください。

それでは戻っていただきまして、新旧対照表の47ページを御覧ください。

新旧対照表は、右側が改正前、左側が改正後になっており、変更箇所にはアンダーラインが引いてあります。

まず初めに第10条、今回の改正と直接関係はありませんけれども、字句の整備をするものであります。右側、第9条を前条に修正するもので、9条でも間違いはありませんけれども、例規の表記では前条とすることが正しいため整備するものであります。

続きまして、第34条の7、改正は2つあって、1つは字句の整備であります。

見だしを御覧ください。右側に「寄付」と「寄付金税額控除」とありますけれども、こざとへんがついておりませんけれども、今回改正後は、こざとへんがついた「寄附」に表記を変えるもので、34条の7中の「寄付」を全部改正するものであります。

2つ目は法律改正に伴うもので、公営信託に関する法律の全文改正によるものであります。34条の7の上3行目に、右側改正前は、「若しくは金銭」が入っておりますが左側は消えております。

続きまして、その下、1号のところに、「又は金銭」とありますけれども、それが消されているわけですが、次の48ページの下段、ケを御覧ください。

「所得税法第78条3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」とありましたけれども、改正により、「支出した当該」――左側なのですけれども、「公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」という形になりました。そのため、先ほど申しました、前のほうにある「金銭」というのが削除されました。

先ほどの「寄付」の修正ですけれども、このところに「寄附金」という形で文字になったもの、条中の文字を統一する必要が生じ、整備するものであります。

続いて49ページを御覧ください。

中段、中ほど、「町民税の減免」であります。これまでは町民税の減免申請は納期の7日前までに提出が必要でありましたけれども、特に町長が認める場合であれば、申請に必要な事項が確認できる場合は、申請がなくてもできるということになっております。

続いて下段のほうには56条であります。

下にいていただきまして50ページを御覧ください。50ページの上から4行目に、第64条の4項から152条第5項に変わっておりますけれども、これは私立学校法の改正に伴い、専修学校等の設立法人についての条文が内容はそのまま変更になっております。

続きまして、その下67条であります。

「前各号」から「前各項」へ変更しておりますけれども、1項から3項が省略して分かりづらいですが、1項から3項、号がないため、各号を各項に改めるものです。単なる訂正であります。

続きまして71条51ページになります。

これも先ほどの固定資産の減免申請も、先ほどの51条の同様の改正であります。申請が、7日前までに提出があったけれども、町長が認める場合が適用されるというところでありまして。

続きまして、139 条も特別土地保有税の減免申請でありますけれども、先ほどの 51 条、71 条の同様の改正であります。

その下、附則とありますけれども、右下のほう、第 4 条の 2 であります。

これは公営信託に関する法律の改正に伴うもので、公益法人等に贈与や遺贈された場合非課税としておりますけれども、贈与をした後などに公益法人が公益目的事業の用がなされなくなってしまうなどにより取消しをされた場合は個人の資産と見なされ、課税する土地特例措置がありましたけれども廃止されましたので、第 4 条の 2 は削除をいたします。

続きまして、附則の 7 条の 5、52 ページを御覧ください。

附則、第 7 条の 5 から 8 までは、定額減税、所得税 3 万円、個人住民税の減税の算出方法や控除時期などについて新たに規定したものであります。例えば徴収方法ですけれども、給与所得に係る特別徴収の場合、6 月は税金は徴収せず、定額減税額を引いた後、令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月の 11 か月分で均等に徴収されることとなります。これ 7 条の関係です。

その下に 7 条の 6 とありますけれども、1 番下から 2 行目ぐらいですかね、普通徴収の控除方法の計算方法の納付通知の規定であります。徴収方法ですけれども、定額減税前の年税額をもとに算出した第 1 期分、令和 6 年 6 月分の税額から控除し、第 1 期分から控除し切れない場合は第 2 期分、令和 6 年 8 月以降の税額から順次控除して徴収するものであります。

続きまして 55 ページを御覧ください。附則第 7 条の 7 であります。これは特別徴収による公的年金等の計算方法、納付通知の規定であります。定額減税前の年税額をもとに算出した令和 6 年 10 月分の特別徴収から控除し、し切れない場合は、令和 6 年 12 月以降の特別徴収額から控除し、徴収されます。

続きまして、第 7 条の 8。60 ページであります。60 ページを御覧ください。令和 7 年度分の個人の町民税の特別徴収控除であります。

令和 7 年度分の個人住民税 1 万円において、控除対象者以外の同一生計配偶者——日本に住んでいる方に限るのですけれども、を有する者に 1 万円の減税を行う規定であります。控除対象者以外の同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えて、かつ配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の者であります。なぜ令和 7 年度だけこのような方が対象となったかということなのですけれども、令和 5 年 12 月末現在、まだ確定申告前なので、誰が控除を受けるのか対象者が不明であることにより把握ができないため、令和 6 年の所得を待つて確定をするということで 7 年度分のこの部分だけ残っております。

続きまして、その下、第 8 条、肉牛用の売却による事業所得に係る、町

民税の課税の特例であります。これは特別控除額の算定に用いる所得額について、当該規定の適用後の、となるように読み替える規定を追加したものであります。

続きまして、附則第 10 条の 2、61 ページになります。

見だしに、「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」とありますけれども、これにつきましては設楽町等で、わがまち特例への追加になります。わがまち特例とは、地方税法の定める範囲内で自治体が特例措置の内容、期間や割合を条例で定めることができる仕組みであります。

改正後の第 7 項を御覧ください。6 号の次に 7 号が追加されております。

法附則第 15 条、第 25 項を第 2 号に規定する設備であります。これは再生エネルギー発電に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備、牧畜に由来するもの、また農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものが追加されたものであります。これまでは木に由来するものだけでありましたけれども、農産物の収穫に伴ってするものも、わがまち特例として追加されたものであります。

法附則では 7 分の 6 を基準として 14 分の 11 から 14 分の 13 の範囲でと定められており、町では国の基準を用いて、町の条例で 7 分の 6 に定めております。

また、下から 2 番目、改正前の 14 を御覧ください。

法律改正により、法則第 15 条第 32 項による規定は、特定事業所内保育の固定資産税の特例が削除をされております。これにつきましては、法律的には残っておりますのでわがまち特例から削除されたということであり、7 項が追加されたことによって項ずれが生じたので改正をしております。

続きまして、附則の第 10 条の 3、62 ページを御覧ください。

これは認定長期優良住宅に係る特例について、3 行目ですかね。前項の申告書がなかった場合でも、一定の要件、申請書の内容が確認できるものがあれば特例をできる規定を追加しております。

第 2 項の後に 3 項を追加されたことに伴って、第 3 項を 4 項、以下同様に 13 項まで繰下げをしております。また、内容は改正前の 8 項から 13 項において、地方税法施行規則の附則が改正されたことにより、8 項では施行規則第 7 条 8 項各号が第 7 条 9 項各号に繰下げになったことによって繰り下げをしております。

続きまして、11 条を御覧ください。64 ページになります。

11 条、その下、11 条の 2、12 条。あとで出てきますけど、66 ページの 13 条、15 条については、土地の評価替えが 3 年に 1 回行われることによ

て、そのための法改正により改正するもので、基本的には年度の改正であり、特例の内容は変わるものではありません。

第 11 条につきましては、土地の価格。12 条が宅地に関するもので、65 ページに続きまして、66 ページは農地、そのまま下へ行くと、15 条が特別土地保有税の特例について変更をしているものであります。15 条のちよつと上、改正前の右側、13 条の 2、削除 13 条の 3 削除とありますけれども、これは過去に条文が削除され、削除という文字だけ残っておりましてので削除をさせていただきます。

続きまして 16 条の 3 になります。67 ページを御覧ください。

上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特別控除であります。特別控除の算定に用いる所得額について、先ほど追加しました 7 条の 5、(5) を御覧いただきますと 7 条の 5 というのが、令和 6 年度の個人住民税の控除。ここにあります第 7 条の 8 が令和 7 年の個人住民税の控除なのですけれども、の特別控除を適用後に上場株式等配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めると読み替える規定の追加であります。

16 条の 3 以降でありますけれども、同様の趣旨で読み替える規定の追加となっております。

16 条の 4 が、土地の譲渡所得に係るもの。17 条のですけれども、これ、68 ページに行ってくださいと、長期譲渡所得に係るもの。その下、18 条は短期譲渡所得に係るもの。その下、19 条一般株式に係る譲渡所得に係るもの。

69 ページに行ってくださいまして、先物取引に係る雑所得に係るもの。第 20 条に特例適用利子及び特例適用配当に係るもの。

その下、1 番下になりますけれども、20 条の 3、条約適用利子等の及び条約適用配当等に係るものにつきまして、読み替えるものであります。

以上で、大まかでしたけれども各条について説明をさせていただきました。

以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第 1 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 この地方税法改正の成立日は何日だったでしょうか。

財政課長 成立日は令和 6 年の 3 月 30 日であります。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は承認することに決定いたしました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、2時30分まで、休憩をとります。よろしく願います。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時28分

議長 休憩に引き続き、会議を開きます。

日程第10、同意第2号「設楽町田口財産区管理会委員の補充選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、「設楽町田口財産区管理会委員の補充選任について」を説明しますので、資料の74ページを御覧ください。

同意第2号の「設楽町田口財産区管理会委員の補充選任について」の案件につきましては、設楽町田口財産区管理会に係る委員でありました、芦沢敦志さんがお亡くなりになり、委員の欠員を補充選任するものであります。

地方自治法第296条の2第2項には、規定する財産区委員7名以内をもって組織することとなっておりますが、今回、新たな1名の委員の選任について、設楽町財産区管理会条例第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める伊藤俊治さんにつきましては、木材、山林管理に係る高い識見を有し、同条例第3条第1項の議会議員の被選挙権、及び3か月以上の住所要件を満たしております。

任期は、設楽町財産区管理会条例第3条第3項の規定により補充選任された委員の任期は、前任者の残任期間であります。また、地方自治法第296条の2第3項の規定により、現委員の任期は、令和3年11月9日から令和7年11月8日までの4年間となっておりますので、伊藤さんの任期は令和7年11月8日までとなります。

選任する委員の氏名、生年月日、住所につきましては、議案に記載しておりであります。

本日、同意をいただければ、今後の田口財産区管理会委員としては、現在の田邊雅己さん始め、井川さん、澤田さん、夏目さん、伊藤さん、松井さんに伊藤俊治さんを含めた7名となります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第2号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第11、議案第32号「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」から日程12、議案第33号「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第32号と議案第33号を一括して説明させていただきます。

最初に、議案第32号「設楽町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を説明しますので、75ページを御覧ください。

本議案につきましては、鈴木伸勝委員の任期が令和6年9月30日で満了となりますが、鈴木伸勝委員は、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

鈴木伸勝さんは、長年役場職員として町民の福祉向上に努め、退職後も真面目な性格で区長職も受けるなど、地域活動にも積極的に参加される方であり、豊富な経験及び知識を有し、人格識見が高い方でありますので、人権擁護委員の適任者として候補者に推薦するものであります。

候補者の生年月日及び住所は、議案に記載のとおりでありまして、同法第3条の住所要件及び第6条第3項の議会議員の選挙権を満たしている

ともに、推薦基準の新任の 68 歳以下、再任の 75 歳未満の年齢要件にも適合しております。

次に、議案第 33 号「設楽町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を説明しますので、76 ページを御覧ください。

本議案については、小笠原教雄委員の任期が令和 6 年 9 月 30 日で満了となりますので、新たに小笠原教雄さんの後任として氏原哲哉さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

氏原哲哉さんは、鈴木伸勝さんと同じく長年役場職員として町民の福祉向上に努め、退職後も真面目な性格で区長職も受けるなど、地域活動にも積極的に参加される方でありますので、人権擁護委員の適任者として候補者に推薦するものであります。

候補者の生年月日及び住所は、議案に記載のとおりでありまして、同法第 3 条の住所要件及び第 6 条第 3 項の議会議員の選挙権を満たしているとともに、推薦基準の新任の 68 歳以下、再任の 75 歳未満の年齢要件にも適合していますので推薦するものであります。

なお、お二人の委員任期は、同法第 9 条の規定に基づき、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間であります。

本日お認めいただければ、令和 6 年 10 月 1 日からの人権擁護委員は、在職中の松井利文さんと渡邊方子さんの 2 名に、鈴木伸勝さんと氏原哲哉さんを加えた 4 名となります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 32 号「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 32 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、議案第 33 号「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 33 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 13、議案第 34 号「委託契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 34 号「委託契約の締結について」を説明しますので、資料の 77 ページ、80 ページを御覧ください。

本議案の令和 6 年度農業集落排水事業の名倉地区農業集落排水処理施設等に関する業務委託につきましては、県代行による委託事業ではあるものの、業務内容が、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定中の条例で定める契約に係る工事の請負に当たると解釈されることにより、農業集落排水事業、最適整備構想 5 か年計画に基づき、本年度の施工量及び委託金額を愛知県と協議して調整した結果、税込みの委託金額を 1 億 380 万円として、愛知県から委託申請が承認されていますので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の 5,000 万円以上の契約となりますので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、委託事業の内容は、最適整備構想に基づく 5 か年計画により、老朽化した設備の更新を中心に、実施設計業務を始め、中継ポンプ施設 15 か所、処理場施設機械電気設備の工事などに係る業務を愛知県へ委託する事業であります。

委託内容の詳細につきましては、生活課長のほうから説明させていただきます。

生活課長 79 ページの「農業集落排水処理施設等に関する業務委託 概要」をお願いします。

3の「業務の目的」ですが、名倉地区農業集落排水処理施設の老朽化に伴い、平成29年度に作成した最適整備構想に基づき、令和4年度から令和8年度の5か年計画で、耐用年数を超過した設備の更新を中心とした施設の改築事業を実施するものです。

4の「業務概要」ですが、①中継ポンプ施設、15か所、②処理場施設機械電気整備工事の一部、③調査及び設計業務一式となります。

80 ページを御覧ください。赤い丸印が中継ポンプ施設、上部の赤い四角が処理場施設の該当箇所となります。

中継ポンプ施設については更新工事を、処理場施設機械電気設備工事については、各種ポンプとブローなどの更新を予定しております。

調査及び設計業務については、調査業務として、マンホールについて経年劣化や腐食環境による目地の剥落や、管工の損傷、マンホール周りの舗装の劣化などを調査し、補修の必要性を検討するもの。設計業務については今年度県受託事業における工事発注に当たり、設計の作成に必要な数量計算や設計業務を委託するものであります。

5番目の「委託期間」ですけれども、契約の日から令和7年3月25日となっております。

説明については以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、議案第35号「工事請負契約の締結について」から日程15、議案第36号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 35 号と議案第 36 号を一括して説明させていただきます。

議案第 35 号及び第 36 号の工事請負契約の締結に係る 2 議案につきましては、いずれも、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の 5,000 万円以上の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、両工事とも 5 月 14 日にそれぞれの落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決に付するものであります。

最初に、議案第 35 号「工事請負契約の締結について」を説明しますので、81 ページから 83 ページを御覧ください。

本議案の、田口地内の令和 6 年度特定環境保全公共下水道事業、管渠布設工事(R6-1) (週休 2 日制) につきましては、5 月 10 日、2 社による応札の結果、工事請負金額を 1 億 2,595 万円として、落札者の設楽建設株式会社と仮契約を締結しました。また、入札の執行状況については、税抜、1 億 1,610 万 9,000 円の予定価格に対し、落札価格は税抜 1 億 1,450 万円で、その落札率は 98.61%でありました。

本工事の概要につきましては、田口地区の公共下水道事業の一環として、引き続き下水道管渠を埋設する工事で、83 ページの施工位置図で示す、赤色部分の太田口区地内、国道 473 号線及び各町道沿いに下水道管を埋設するものであります。管渠布設延長は口径 150 ミリの下水道管を 654 メートル施行するものであります。

次に、議案第 36 号「工事請負契約の締結について」を説明しますので、84 ページから 86 ページを御覧ください。

本議案の田口地内の令和 6 年度特定環境保全公共下水道事業 管渠布設工事(R6-2) (週休 2 日制) につきましては、5 月 10 日、2 社による応札の結果、工事請負金額を 1 億 4,245 万円として、落札者のカネハチ建設株式会社と仮契約を締結いたしました。

入札の執行状況については、税抜 1 億 3,074 万 7,000 円の予定価格に対し、落札価格は税抜 1 億 2,950 万円で、その落札率は 99.05%でありました。

本工事の概要につきましては、議案第 35 号同様に、田口地区の公共下水道事業の一環として引き続き下水道管渠を埋設する工事で、資料 86 ページの施工位置図で示す、赤色部分、栄町区、本町区などで、数路線の町道線沿いに、管路延長 1,686 メートルの管渠布設工事を行うものであります。

工事の詳細につきましては、2 件の工事を併せて生活課長から説明させていただきます。

生活課長 議案 35 号についてです。ただいま、副町長よりも説明がありました

とおり、今回の工事は田口地内の国道 473 号、杉平地区に下水道管渠を布設する工事です。

配水管の主な種類は、硬質塩化ビニル管、V U の 150、ファイ 150 を使用し、延長 654 メーターの工事です。その他工事としまして、推進工 1 か所がございます。

続きまして、議案第 36 号。こちらの工事につきましては、田口地内の居立、玉ノ木、中島及びシウキ地区と清嶺地内の国道 257 号線、上原地区に下水道管渠を布設する工事です。

配水管の主な監視は硬質塩化ビニル管 V U 100、ファイ 150 を使用し、延長 1,686 メートル及びポリエチレン管、ファイ 75 とファイ 55 を使用して延長 197 メートルの工事になります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 35 号工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 35 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 36 号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 村松(純) すみません、1 個だけ。さっき管周のところ、ポリのパイプも 50 と 75 というのが出ていたのですが、下水のほうで使うわけではなくて上水のような気がする。何かどこか混じっているわけですか。

生活課長 ポリエチレン管のファイ 50 ですが、栄町地区になります。約 65 メーターをポンプを使いまして圧送するものですから、そちらで使用します。あとファイ 75 号につきましては上原地区で、こちらも圧送管、ポンプを使って圧送するというのでポリエチレン管の 75 を使用します。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

6 金田(敏) すみません、もう一度確認です。圧送管をポリ管を使うのですか。

VPじゃなくてポリ管ですね。

生活課長 はい。ポリエチレン管を使用します。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。ほかにありましたら、お願いします。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、議案第37号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第37号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を説明しますので87ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり議会に提出するものであります。

本議案の主な改正理由につきましては、設楽町手数料条例に関連する要綱の一部改正に伴い、手数料の種類、金額、徴収時期などを変更するためです。

1つは、設楽町ホームヘルパー派遣事業運営要綱の一部改正に伴い、老人家庭奉仕員派遣手数料をホームヘルパー派遣手数料に変更したことによる改正と、2つ目は、設楽町老人入浴サービス事業実施要綱を廃止し、設楽町訪問入浴サービス事業実施要綱を制定したことに伴い、入浴サービス手数料を町が徴収する必要がなくなったため、これは、自己負担金は本人が入浴実施事業者へ支払い、委託料から自己負担金を差し引き事業者が町へ請求するシステムに変更したことによる改正をするものであります。

条例改正の詳細につきましては、町民課長のほうから説明させていただきます。

町民課長 それでは、詳細について説明のほうをいたします。これは、高齢者は介護保険の制度を利用することにより、ホームヘルパーの支援を受けることができますが、障害者も支援を受けるようにするために設楽町ホームヘルパー派遣事業運営要綱の一部改正を行いました。それに伴い、今回の条例改正で、老人家庭奉仕員派遣手数料をホームヘルパー派遣手数料に変更いたします。

また、設楽町老人入浴サービス事業実施要綱を廃止し、新たに本年4月1日より設楽町訪問入浴サービス事業実施要綱を制定いたしましたことに伴い、町が入浴手数料を徴収する必要がなくなったため、条例改正をいたします。入浴サービスの利用料は所得に応じて利用者が自己負担分を事業者を支払いをして、そのほかの事業費分は事業者から町へ請求が来る仕組みとなりました。

詳細は、89 ページの新旧対照表を御覧ください。

上段の種類のカラムが、老人家庭奉仕員派遣手数料からホームヘルパー派遣手数料に名称が変更となります。また、低所得者でホームヘルパーの派遣を利用した者に係る1時間当たり120円の利用料の記載が削除され、1時間400円の手数料に関する記載のみが残ります。また、下段の入浴サービス手数料は、町の徴収が無くなったため、記述が全て削除されることになります。

町民課からは以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第37号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと……

(発言する者あり)

議長 失礼いたしました。ちょっと審議が足りませんでした。内容的に総務建設委員会ではなく、文教厚生委員会に付託するほうがふさわしいという御意見を今いただきました。そのように決定してよろしいですか。

それでは、文教厚生委員会に付託することに御異議はございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

議案第 37 号を文教厚生委員会に付託いたします。

議長 日程第 17、議案第 38 号「令和 6 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」から日程第 19、議案第 40 号「令和 6 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 38 号から第 40 号までの一般会計及び 2 特別会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

議案第 38 号「令和 6 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、90 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 7,354 万 5,000 円を追加し、予算総額を 60 億 2,159 万 5,000 円とするものであります。

第 2 条の繰越明許費につきましては、95 ページの第 2 表を御覧ください。今回設定する繰越明許費は学校給食センター（仮称）基本設計及び実施設計事業、2,569 万 6,000 円であります。

繰越理由といたしましては、今回の委託は、当初予算を認めていただき、進め方としては一般競争入札で計画していましたが、再度検討した結果、公募型プロポーザル方式で行い、このことにより複数のコンサルなどから建設に係る課題への対応策などを提案していただくことが、事業を進めていく方向がベストと考え、プロポーザル方式で委託業者を決定し、業者決定には時間を要することとなるため、委託期間は年度をまたぐこととなりますので、繰越明許費とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、96 ページの第 2 表、地方債補正を御覧ください。

この表に記載する過疎対策事業債については、北設広域事務組合負担金として、北設広域組合の抱えておりますごみ収集用トラックが故障しまして、新たに購入しなければならない必用が生じました。このことによって組合の補正予算に伴う負担金の財源として 330 万円を追加するものであります。

歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書 106、107 ページを御覧ください。

人件費の補正につきましては、4 月の職員人事異動に伴う増減が主な給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等 781 万 1,000 円のうち、宿日直手当、298 万 4,000 円は、当初予算の計上漏れをしておりますので

補正するものです。申し訳ございません。

7節報償費 454万6,000円及び8節旅費 1万8,000円は、これまで法律的な相談事案につきましては、愛知県町村会主催の法律相談を利用していましたけれども、月ごとに弁護士も交代し、時間も30分以内と限られ、事案によっては、長期化し、訴訟、裁判へと進む可能性が生じること等の有事に備えるため、顧問弁護士を契約するものであります。

108、109ページを御覧ください。

3目電子計算費、12節委託料 81万5,000円は、東三河6市町村で共同調達しております人事給与、庶務事務システムに、児童手当拡充対応に関するシステム変更の必用が生じたため、補正するものであります。

4目自治振興費、18節負担金、補助及び交付金 78万円は、したらの愛創造プラン提案事業交付金に、名倉地区の団体より申請があり、また、地元愛創造プロジェクト交付金には、2団体、名倉地区と清嶺地区からの申請があり、補正するものであります。この3団体につきましては、地域振興の貢献に大きな期待をするものであります。

5目企画費、10節需用費 63万6,000円及び、13節使用料賃借料 6万円は、閉校した田峯小学校の跡地利用として、地域おこし協力隊などの活動拠点として利用するため、当初予算計上分、光熱水費の基本料金の不足分を追加補正するものであります。

6目移住定住推進費、7節報償費 81万円は、地域創生アドバイザーとして、民間活力の利活用を想定し、現在の協議体や会議体にアドバイザーを導入し、事業評価の体制づくりの協力を得るものであります。

10目情報通信基盤整備費、12節委託料 33万円は、令和2年度実施の携帯電話施設整備に係る交通量調査費を、当初予算で計上漏れしておりましたので計上するものであります。県道設楽根羽線箕ノ子付近に設置した携帯電話の鉄塔に関するものであります。

18節負担金補助交付金 63万4,000円は、北設広域事務組合負担金として、北設情報ネットワーク設備維持管理費を増額補正するものです。これは、国道473号月バイパス工事において、補償対象外のケーブル移設工事の追加が発生しましたので補償以外の部分について増額されるものであります。

112、113ページを御覧ください。

7項2目公共交通費、27節繰出金 180万1,000円につきましては、この後の町営バス特別会計補正予算で説明させていただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金 52万9,000円は、東三河広域連合への負担金の一部が、当初予算計上漏れがありましたので補正するものであります。これも申し訳ありません。

114、115 ページを御覧ください。

7 目国民健康保険費、27 節繰出金 52 万 8,000 円につきましては、この後の国民健康保険特別会計のほうで説明させていただきます。

9 目新型コロナウイルス感染症対策費、11 節役務費 8 万 8,000 円は、住民税非課税世帯 67 世帯、住民税均等割のみ課税世帯 63 世帯、子育て世帯支援給付金 5 世帯、調整給付金支給世帯 164 世帯への支給決定通知などを送付する郵送料と公金振込手数料であります。

12 節委託料 804 万 6,000 円は、住民税非課税世帯及び均等割世帯等給付金システムの改修を委託することと、調整給付金システム改修を委託し、定額減税が引き切れない方への支援措置を行うものであります。

18 節負担金補助交付金 2,547 万円は、先ほど申しました、住民税均等割のみ課税世帯等、4 つの項目がありますが、子育て世帯支援給付金、住民税非課税世帯支援給付金、調整給付金、合わせて 2,547 万円を対象世帯に支給する補正であります。

118、119 ページを御覧ください。

4 款衛生費、2 項 1 目清掃総務費、18 節負担金、補助及び交付金 433 万 6,000 円は、先ほど説明しました北設広域事務組合のごみの収集トラックの負担金を補正するものであります。

122、123 ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項 2 目道路維持費、14 節工事請負費 600 万円は、道路維持修繕工事として、津具地内の町道洲山線、佐々木建設の入り口の町道であります。4 月の雨により路面が陥没し、通行に支障が生じたため、復旧工事を行うため補正するものであります。

124、125 ページを御覧ください。

4 項 1 目住宅費、18 節負担金、補助及び交付金 330 万円は、田口地区の公共下水道加入分担金として、大西住宅 10 件分とアラコ住宅 5 件分について、公共下水道施設への接続可能となったため補正するものであります。

8 款消防費、1 項 2 目非常備消防費、10 節需用費 349 万 6,000 円は、今年度 10 月より配備される、設楽町消防団準団員 27 名分の訓練服、ヘルメット、安全靴などを貸与するため購入するものです。配備予定は 36 名を予定しておりますが、9 名は昨年まで現役でおりましたので、現役時のものを引き続き使用していただくことで活動していただきます。

17 節備品購入費 160 万円は、田口以外の 3 分団に 3 機ずつ無線機を購入し、貸与し、準分団員の正副分団長とポンプ側の要員用として使用するための補正です。

3 目消防施設費、10 節需用費 289 万 4,000 円は、1 つは、防火水槽修繕

として、津具地区の油戸地内にある防火水槽の網が破損して危険であるため、支給対応する必要があるということで補正することと、防災行政無線等一般修繕として、携帯型無線機及び車載型無線機の一部、計2機が故障したため、修理するための補正であります。

126 ページ、127 ページを御覧下さい。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費、18 節負担金、補助及び交付金 49 万 2,000 円は、閉校式典事業実行委員会交付金として、田峯小学校の閉校記念碑設置費用を事業費の 2 分の 1 を交付する補正であります。

2 項 2 目小学校振興費、10 節需用費 56 万 7,000 円は、図書費として、令和 6 年度の教科書改訂に伴い、小学校 4 校分の教員用教科書及び指導書、補助教材等を購入しましたが、各小学校の必用部数が増加したこと、それからそれぞれの単価が当初予算要求時よりも上がったこと、追加の必用教材等が判明したことなどの理由により、補正するものであります。

5 項 3 目学校給食調理場費、1 節報酬の 104 万 3,000 円は、会計年度任用職員報酬として、調理員の 7 時間、120 日分と、食材運搬業務として、名倉小学校と名倉保育園に運搬するもので、1 時間×120 日分を補正するものであります。

128、129 ページを御覧ください。

また、8 節旅費 44 万 6,000 円は、この会計年度任用職員の費用弁償としての交通費を補正するものであります。

12 節委託料 54 万 3,000 円は、学校給食配送業務委託として、田口共同調理上から設楽中学校、及び山嶺教室への配送業務を委託するものであります。3 目の学校給食調理場費の給与関係以外の補正は、いずれも、当初予算計上漏れのため補正するものです。申し訳ございません。

続きまして、歳入について説明しますので、説明書 104 ページ、105 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、児童福祉総務費負担金 81 万 4,000 円は、歳出で説明しました、人事給与システム改修委託に要する費用の財源として、国の補助を受けものであります。

2 項 2 目民生費国庫負担金、7 節物価高騰対応重点支援補助金 2,545 万円は、歳出で説明しました、新型コロナウイルス感染症対策費の負担金補助交付金に要する費用の財源として、国の補助を受けて実施するものです。

19 款繰入金、2 項 10 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の増額補正に伴い増額する補正であります。

今回の補正歳出に係る一般財源 4,398 万 1,000 円の詳細は、資料 101 ペ

ージ、102 ページに記載してありますので、後ほど御参照下さい。

22 款町債、2 項 6 目衛生債、2 節清掃債 330 万円は、地方債の補正で説明したとおりの理由で、北設広域事務組合の負担金を補正するものであります。

一般会計の補正予算につきましては、以上であります。

続いて、議案第 39 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、134 ページを御覧ください、

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 52 万 8,000 円を追加し、予算総額を 6 億 796 万 4,000 円とするものであります。

それでは、歳出より説明しますので、146、147 ページを御覧ください。

2 項 1 目賦課徴収費、12 節委託料 52 万 8,000 円は、国民健康保険システム改修委託として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者への加入情報の通知に係るシステム改修を行うものであります。厚生労働省からの事務連絡により、安心してマイナ保険証を利用してもらうため、被保険者に対して加入者情報を通知することとなりましたが、当初予算段階では費用等不透明であったため要求できませんでしたが、ようやく必用費用が見えてきたため、今回補正を要求するものであります。

続きまして、歳入の補正予算に関する説明書、144、145 ページを御覧ください。

1 項 1 目の一般会計繰入金、3 節職員給与等繰入金 52 万 8,000 円は、歳出で説明した委託料の財源として一般会計からの繰入れを受けるものです。

続いて、議案第 40 号「令和 6 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、152 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 180 万 1,000 円を増額し、総額を 6,128 万 2,000 円とするものであります。

歳出の、160 ページ、161 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費、1 節報酬 119 万円と 8 節旅費の 14 万 7,000 円は、4 月以降の、現在の職員に減員状況が生じたことに伴い、当面、会計年度任用職員で事務執行を補助をするための補正であります。

13 節使用料及び賃借料 32 万 5,000 円は、2022 年 4 月に道路交通法施行規則にて、運行管理者による運転者のアルコールチェックが義務化されました。町では現在運行前に町営バス運転士などのアルコールチェック検査を行っておりはありますが、クラウド化する方法が見つかりましたので、毎朝、5 時に宿直者がチェックすることの負担軽減と適正なデータ管理に繋がるため、補正するものであります。

2 目町営バス路線運行費、17 節備品購入費 13 万 9,000 円は、豊橋鉄道の

田口新城線と町営バス津具線を、利用者の利便性の向上を図るため、10月1日より、設楽町役場前の駐車場まで延伸させることとしました。このことにより、新規でおでかけ北設のバス停「(仮称)設楽町役場前」を、設置するため補正であります。田口新城線についてのバス停は豊橋鉄道が設置し、町は津具線のバス停を設置いたします。町民への周知、ダイヤ改正に伴う時刻表、役場駐車場内の誘導ラインなどについては、今後、北設楽郡公共交通活性化協議会のほうで対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、歳入については、158、159ページを御覧ください。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金180万1,000円は、歳出で説明した案件の財源調整とするため一般会計からの繰入れをする補正であります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は1件ごとに行います。

議案第38号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 一般会計補正予算について、全体的にちょっと質問しますけれども、先の3月の予算審議のときに、町長が令和6年度はスリム化をしたと、予算が計上されました。今説明を受けますと、確かにスリム化されたんですけども、結果的には予算計上漏れが多々あったというふうにも言わざるを得ないのですが、それに対して町のお考えはいかがでしょうか。

町長 はい。私もそう思っておりますので、これは、くれだましだなという話をしましたので、これからもっと精査をして正確なものを出していきたいというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

5 七原 今回のこの直接の議案の中に含まれないかもしれませんが、補正予算の関連ということで、4款のところちょっと質問がありますが、質問してもよろしいでしょうか。

議長 はい。予算、款については指定ができるということですね。お願いします。

5 七原 個人的には4款衛生費に関する質問かなというふうに思っております。

内容というのは、段戸山に埋設されている2,4,5-T系の農薬の件ですね、これ林野庁のホームページに今年の5月の21日に最新の動向が出ておまして、佐賀県と熊本のほうで埋設物の掘削と処理、これが決定したということで、令和6年の9月までに掘削して焼却処分と聞いておられますが、す

るようになりましてということで載っております。

この薬品につきましては、熊本学園大学の中地教授という環境科学の教授ですが、人が摂取すれば微量でも人体に影響する可能性があるということで、微量でも人体に影響が出る可能性があるということで、大変劇薬ということで一般的には認知されておるところです。

こういった、掘削して処分するということが国において行われるようになったということで、前回、3年前ですかね、一般質問した際には国が適正に管理しているからいいんだということでしたけども、国がやっていることは全然違って、やはり処分の方向へと動いているのですが。

これで、町のこれからの方針ということで、ちょっと町長に質問するわけなのですが。今後、我が町としても、水源である段戸山さんのところにこういったものが埋設されておるということで、町のほうで予算化をして撤去するなり、実際には無理でしょうから、国、県と協力して、埋設物を撤去処分していただくという方向に舵を切っていくべきではないかな、そういう検討すべきではないかと思うのですが、その辺いかがでしょう。

町長 毎年、中部森林管理局のほうから局長さんがお見えになって、それから、新城にある事務所から毎年御報告にみえます。そして私どもも、林野庁のほうに年に2度ぐらい、水源林のときと国有林所在地のときで、陳情が年に2回ありますので、行った折には、なるべく早く撤去していただきたいという話をしておるところです。今のところ御報告があるのは、水質検査をして水質に異常はないという報告と、可能な限り早く撤去をしていきますということですが、いつということは明言をされておられませんので、これからも粘り強く、要望してまいりたいというふうに思っております。

議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号を所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第38号を所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 39 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」
の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 39 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 39 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 40 号「令和 6 年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第 1 号)」の
質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 40 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 40 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れ様でした。

散会 午後 3 時 23 分